

六戸町 第1期地域福祉計画

2020年(令和2年)3月

青森県 六戸町

はじめに

近年、少子高齢化の進行や家族形態の多様化など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域や家庭の支え合いの機能低下により連帯感の希薄化や絆の弱体化などが進行しています。加えて、気象変動による大規模な自然災害発生時の避難支援などの課題も顕在化してきており、住民が抱える生活課題や不安はますます多様化・複雑化しています。



こうした社会背景から、身近な生活課題に対応するため、高齢者への見守り、世代間の交流や子育て支援、障がい者の自立支援など、地域住民の皆さんが主体となって行われる地域福祉活動の重要性は一層高くなっております。また社会的な孤立や生活困窮など、表面化しにくい課題では、地域住民の皆さんが関心を持ち早期の支援に繋げていくことが重要となります。

このように地域福祉の向上にあたっては、福祉領域を超えた地域全体が直面する課題を直視し、支え手と受け手に分かれるのではなく、地域住民や地域の団体など多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、地域の誰もが役割を持ち、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

こうした現状の課題解決に向けて、この度、六戸町では「六戸町第1期地域福祉計画」を策定いたしました。今後は本計画に基づいて地域福祉を一層推進し、計画の基本理念「住みなれた地域で いきいきと安心して暮らせる 絆づくり」に取り組んでまいりたいと考えていますので、町民の皆様や関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました「六戸町地域福祉推進協議会」の委員の皆様、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等にご協力いただきました多くの町民の皆様、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

六戸町長 吉田 豊

も く じ

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨と背景.....	3
2 地域福祉計画とは.....	4
(1) 地域福祉計画の役割.....	4
(2) 地域福祉に関する法律や制度の動向.....	4
3 計画の位置付け.....	6
4 計画期間.....	7
5 計画の策定体制.....	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状等	11
1 人口等の状況.....	11
(1) 人口の推移.....	11
(2) 世帯の状況.....	11
2 高齢者の状況.....	12
(1) 要支援・要介護認定者数の推移.....	12
(2) 認定率の状況.....	12
3 障がい者の状況.....	13
(1) 障害者手帳所持者数の推移.....	13
(2) 自立支援医療受給者数の推移.....	13
(3) 障がい福祉サービス利用件数の推移.....	14
4 子ども・子育て支援の状況.....	15
(1) 子ども人口の推移.....	15
(2) 出生数の推移.....	15
(3) ひとり親世帯数の推移.....	16
(4) 教育・保育施設の状況.....	17
5 生活困窮者の状況.....	18
(1) 生活保護受給世帯数の推移.....	18
(2) 要保護・準保護児童数の推移.....	18
(3) 生活困窮者支援の状況.....	19

6	地域活動関係者・団体等に関する状況	20
(1)	民生委員・児童委員	20
(2)	町内会	20
(3)	シニアクラブ	20
(4)	人権擁護委員	20
(5)	防災関係団体	20
(6)	その他団体	21
7	アンケート結果からみた検討事項	22
第3章 計画の基本的な考え方		25
1	基本理念	25
2	基本目標	26
3	施策の体系図	28
第4章 地域福祉の施策展開		31
基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり		31
(1)	地域福祉意識の高揚	31
(2)	地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	32
(3)	支え合い・見守り体制の充実	33
(4)	福祉活動への支援と連携強化	34
(5)	社会福祉協議会への支援と連携強化	35
基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり		37
(1)	相談体制の充実	37
(2)	情報提供体制の充実	38
(3)	福祉サービス提供体制の充実	39
(4)	災害への備え	41
(5)	権利擁護の推進	43
(6)	支援が必要な人への対応	44
(7)	安全な移動手段・生活の確保	46
基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり		48
(1)	居場所づくり・交流の場づくり	48
(2)	社会参加・生きがいづくり	49
(3)	健康づくり・介護予防	50

第5章 計画の推進	55
1 住民や地域との協働による計画の推進.....	55
2 社会福祉協議会との連携.....	55
3 計画の周知・普及.....	55
4 計画の進行管理、点検・見直し.....	56
資 料 編	59
1 地域福祉計画策定に係る法整備・改正等.....	59
2 アンケート結果の主な内容.....	62
（1）近隣住民の付き合いの希薄化や社会参加の意識は低い.....	62
（2）若者の定住意識が低い.....	65
（3）地域活動やボランティア活動への参加者が少ない.....	68
（4）自然災害に備えた避難場所等の認知度が低い.....	73
（5）専門関係機関が虐待や暴力等に関して迅速な対応を求めている.....	75
（6）福祉・介護保険サービス等の支援事業に関する認知度が低い.....	76
3 六戸町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	80
4 用語の解説.....	81



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

かつての人々の暮らしは、“お互いさま”といった地域の相互扶助により支えられていましたが、工業化・都市化の進行に伴い、世代間の価値観の差の拡大、地域の人と人のつながりの希薄化、地域への帰属意識の低下など、地域社会の脆弱化が進んできました。

昨今では少子高齢化、人口減少が止まらないままに、時代の流れはグローバル化、IT化、景気回復の長期化などの新たな変化により、人々の生活スタイルや働き方など個人の人生は多様化・複雑化しています。人々は個々の価値観を幅広く多様化させ、次第に個人の自由を求めるに至り、高齢化した核家族、世帯の更なる少人数化、家族内での孤立化などが進み、家族内のつながりまでも弱まってきています。また、単身高齢者やひとり親家庭などの増加も相まって地域では世代を問わず孤立しやすい世帯が増えています。

こうした中、人々が抱える問題は複合的な課題を抱える生活困窮や、虐待、自殺、老老介護、ダブルケア、8050問題、住居問題など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられ、福祉サービスのあり方も家族・地域社会の変化を踏まえ今の時代に適した形で複雑化・多様化したニーズに対応する必要が生じてきました。

国は、こうした社会問題に対応していくために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって社会福祉法の一部を改正しました。

2017（平成29）年6月に公布された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、公的支援の制度・分野ごとの縦割りや、地域の住民や団体など多様な主体が支援「する人」「される人」という関係を超えて我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることにより支え合い・助け合う地域をともにつくっていく社会を目指すものです。

六戸町（以後「当町」という。）では、これまで総合振興計画を中心に様々な施策を推進してきました。しかし、国により障害者総合支援法や子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援法の施行、介護保険法の改正など、各制度の充実・改正が数多く図られているものの、急速に進展する高齢化などにより、地域福祉の担い手不足や地域住民の孤立、地縁の希薄化など新たな問題が表面化しています。

こうした社会の背景を踏まえ、当町の地域課題に対応し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるまちを築くために、地域福祉施策を推進する指針として「六戸町第1期地域福祉計画」（以後「本計画」という。）を策定しました。本計画に基づ

き、地域の課題を地域で把握し、地域住民などの自主的な活動によって互いに助け合いながら適切な関係機関や公的な福祉サービスにつなぐことで、福祉団体や民間事業者、行政と協働して地域福祉を進め、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに取り組みます。

2 地域福祉計画とは

(1) 地域福祉計画の役割

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことで、生活課題を解決し、地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、これからのまちづくりには、子どもや高齢者、障がい者等、すべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを住民、地域、行政が手を携えてつくり、それを持続させることが求められます。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）が不可欠で、互いに連携して解決していく必要があります。

こうした地域の福祉力を強化・活性化するためには、住民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。さらに、地域住民だけでなく、様々な活動をしている地域組織、事業所、行政等が、それぞれの役割を持って主体的に参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

そして、すべての住民が主役となり、いきいきと、自分らしく、安心して暮らせる福祉の地域づくりを進めていくための指針となるべきものが地域福祉計画となります。

(2) 地域福祉に関する法律や制度の動向

① 社会福祉法の一部改正

地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められており、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定され、2018（平成30）年度から努力義務化されました。

② 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

厚生労働省は新たな時代に応じた福祉の提供ビジョンとして、公的サービスにおける従来の制度・分野ごとの「縦割り」から、地域の住民や多様な主体が地域の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、ともに人々の暮らしや地域などを創っていく地域共生社会の実現を提示しました。

そしてこれに向けた検討を加速化させるため、2016（平成28）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、翌年2月に『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』を決定しました。

③ 生活困窮者自立支援制度への対応

2015（平成27）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のために、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援をすることが重要とされています。また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援、地域住民相互の支えあいによる共助の取り組みが重要性を増しています。さらに、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとしてせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

④ 成年後見制度利用促進法の成立

2016（平成28）年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」がポイントとなっています。

⑤ 自殺総合対策大綱の見直し

2017（平成29）年7月25日、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。新たな大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進していくことが新たに掲げられました。

重点施策として、新たに「地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」等が盛り込まれました。

⑥ 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるものです。

2018（平成30）年6月に「逃げ遅れゼロ」の実現」等が追加され、要配慮者利用施設^{※1}管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施が義務化されたほか、その後発生した災害への対応の教訓を踏まえ、2019（令和元）年5月には「自らの命は自ら

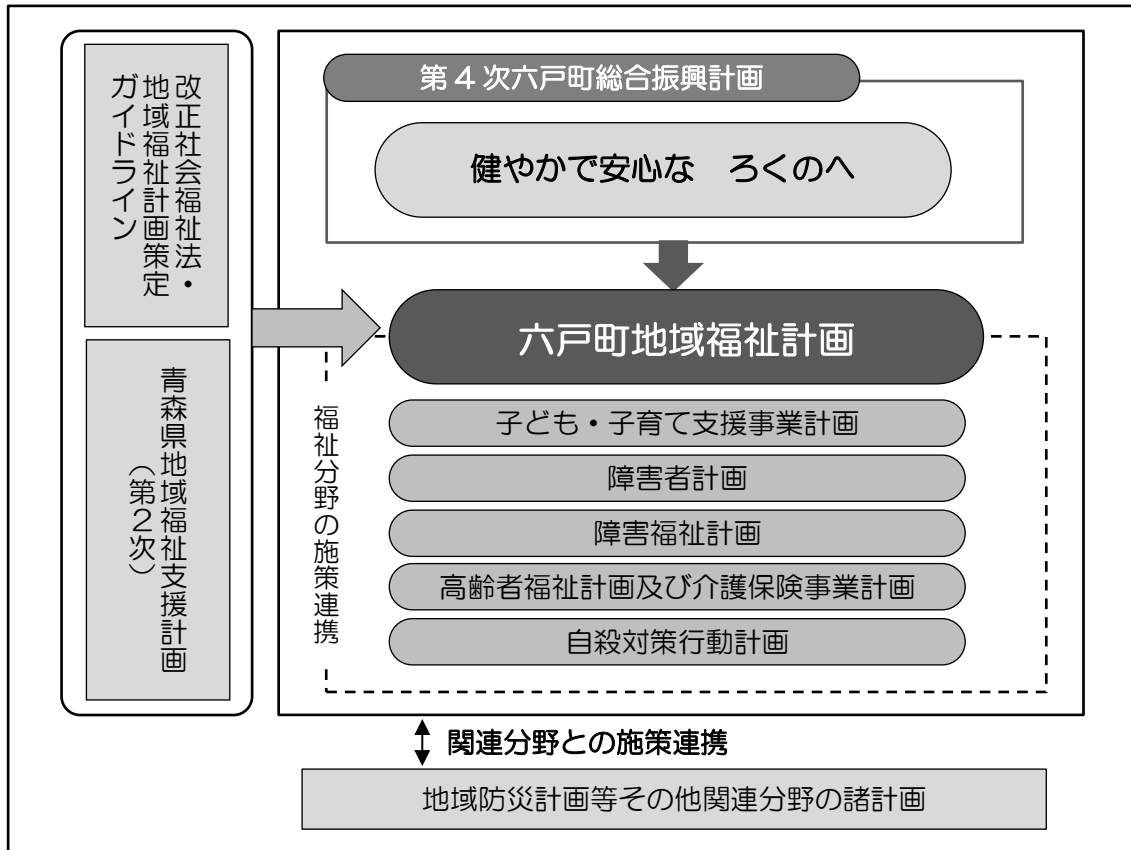
※1 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

が守る」意識の徹底や、避難のタイミングを明確化し、住民の避難行動等を支援する防災情報の提供などが盛り込まれました。

3 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者、健康増進といった福祉に関する部門別計画の『共通軸となる施策』を体系化する、福祉分野の上位計画に位置付けられます。

■ 六戸町地域福祉計画の位置付け



4 計画期間

本計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■ 地域福祉計画と関連計画の期間

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
総合振興計画	第4次後期		第5次					
地域福祉計画			第1期					第2期
子ども・子育て支援事業計画	第一期	第二期				第三期		
障害者計画	第3次					第4次		
障害福祉計画	第5期		第6期		第7期			
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	第7期		第8期		第9期			
自殺対策行動計画	第1次				第2次			

5 計画の策定体制

地域福祉計画は、地域ぐるみで推進する計画であることから、策定にあたっては、住民アンケート、関係団体へのヒアリングなどから地域の現状と課題の洗い出しを行いました。それらの結果をもとに、計画案を検討しました。



地域福祉を取り巻く現状等

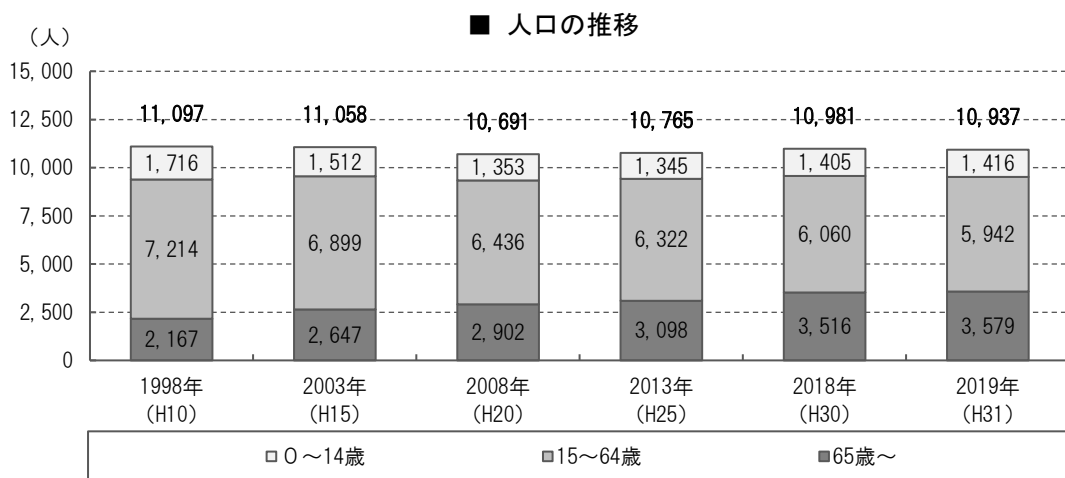


第2章 地域福祉を取り巻く現状等

1 人口等の状況

(1) 人口の推移

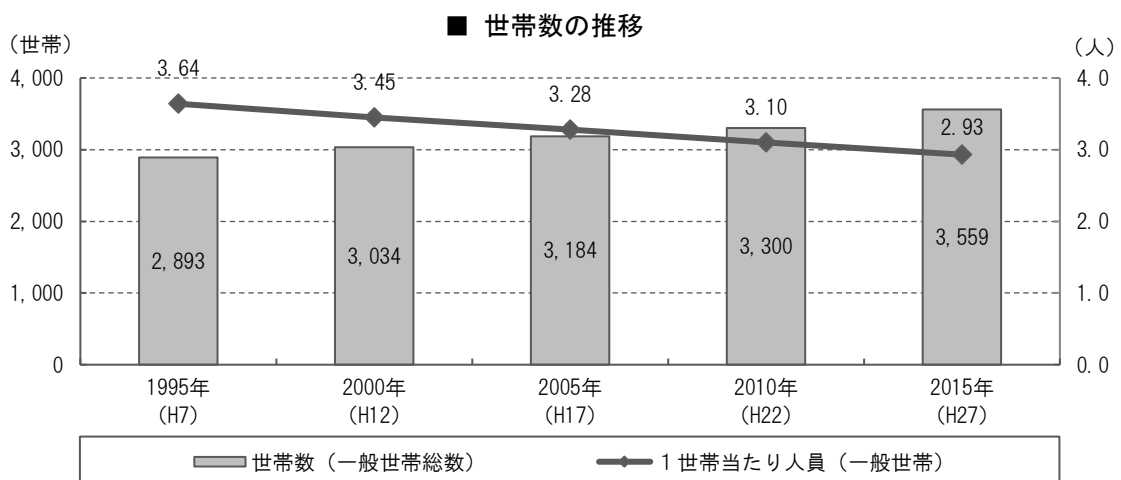
当町の人口は、2008（平成20）年を境にやや増加しています。減少し続けていた0～14歳の人口は2018（平成30）年には増加に転じています。15～64歳の人口は減少し続ける一方、65歳以上の人口は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、増加傾向にある世帯数に対し、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。

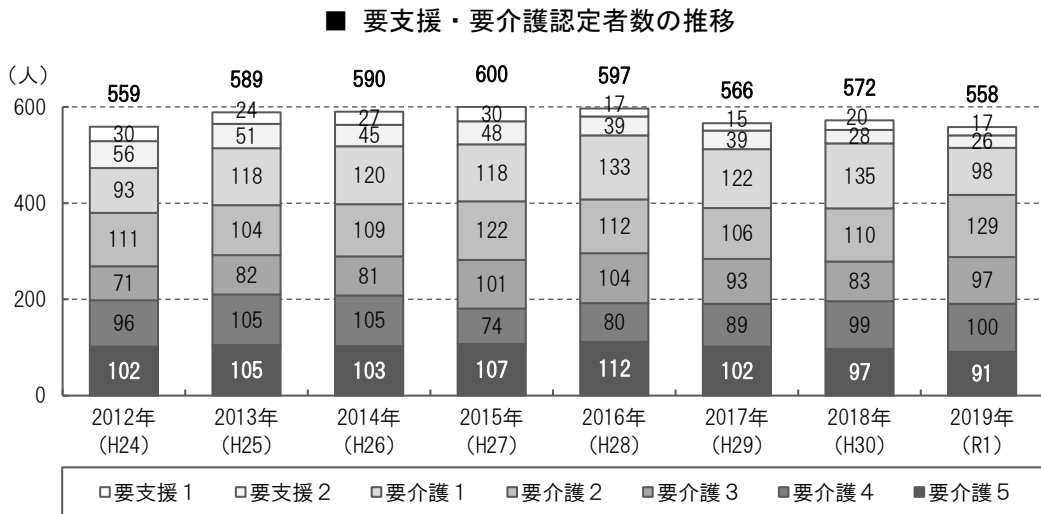


資料：国勢調査

2 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

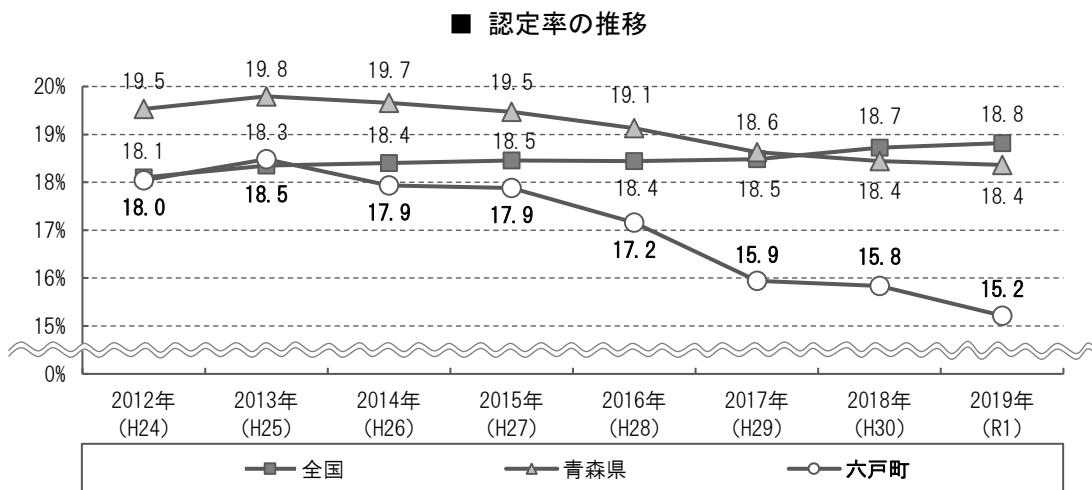
要支援・要介護認定者数をみると、2019（令和元）年は要介護2が129人と最も多く、次いで要介護4（100人）、要介護1（98人）、要介護3（97人）、要介護5（91人）、要支援2（26人）、要支援1（17人）となっています。2012（平成24）年からの伸び率をみると、要介護3で36.6%増、要介護2で16.2%増となっています。



資料：介護保険事業状況報告（月報）各年11月
※2019（令和元）年は7月

(2) 認定率の状況

当町の認定率は、2014（平成26）年以降、全国・県を下回り、その差は年々大きくなる傾向にあります。2019（令和元）年でみると、当町の15.2%に対し、全国は3.6ポイント高い18.8%、県は3.2ポイント高い18.4%となっています。

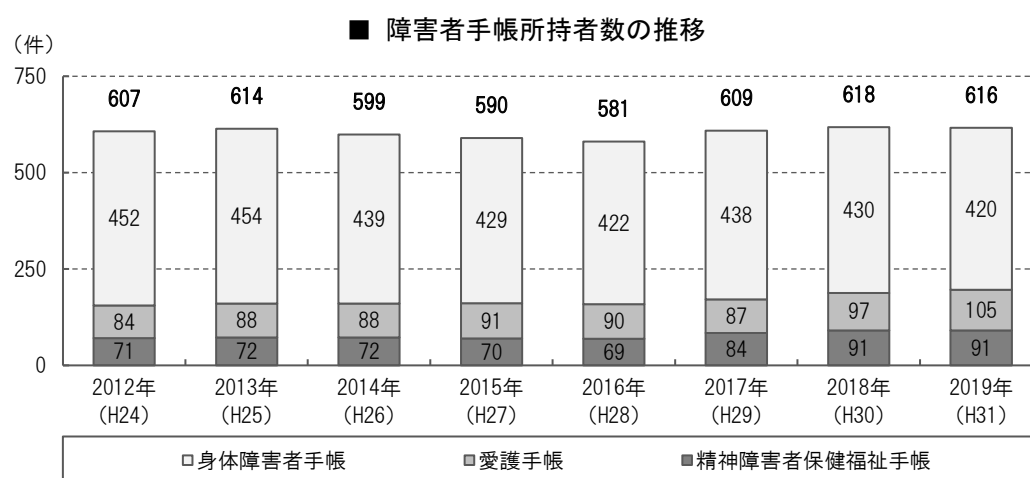


資料：介護保険事業状況報告（月報）各年11月
※2019（令和元）年は7月

3 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

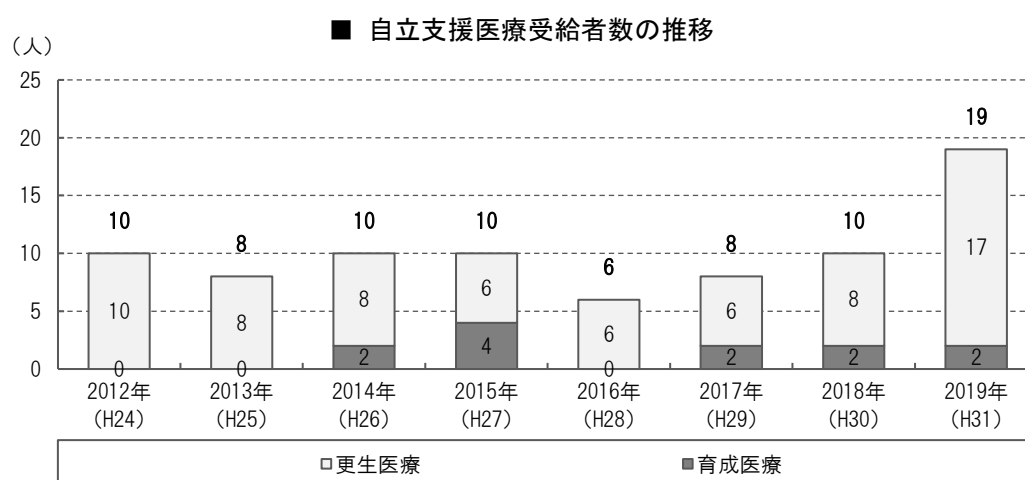
障害者手帳所持者数の推移をみると、2016（平成28）年までは減少傾向にありましたが、2017（平成29）年に増加に転じ、その後横ばい状態にあります。2012（平成24）年から2019（平成31）年の伸び率を手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者は7.1%（32人）減、愛護手帳所持者は25.0%（21人）増、精神障害者保健福祉手帳所持者は28.2%（20人）増となっています。



資料：福祉課（各年3月）

(2) 自立支援医療受給者数の推移

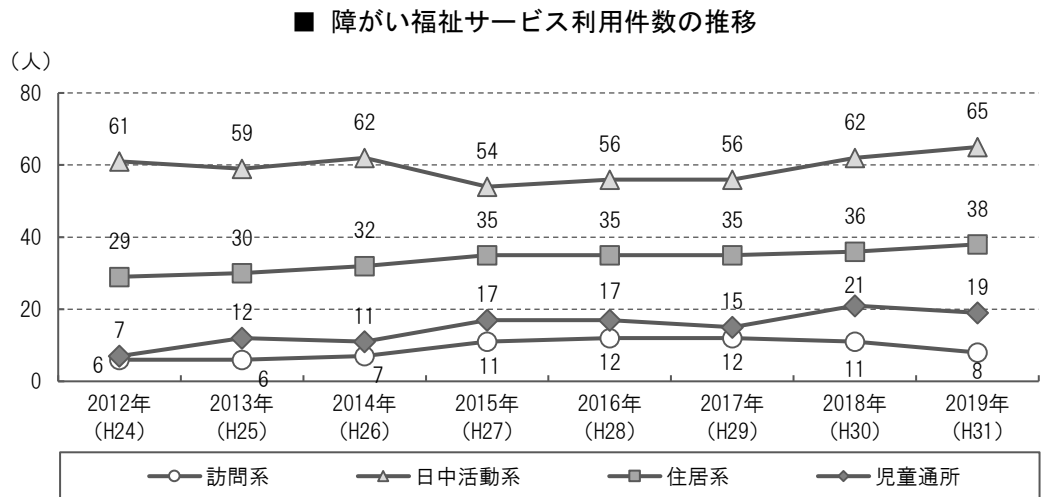
自立支援医療受給者数の推移をみると、2019（平成31）年に更生医療受給者が倍増しています。育成医療受給者は横ばいとなっています。



資料：福祉行政報告例（各年3月）

(3) 障がい福祉サービス利用件数の推移

障がい福祉サービス利用件数の推移をみると、住居系は緩やかに増加し、日中活動系も2015（平成27）年を境に増加傾向にあります。訪問系は2016（平成28）年までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。また、児童通所は増減しながらも増加傾向にあり、2012（平成24）年から2019（平成31）年の伸び率は171.4%（12人）増となっています。

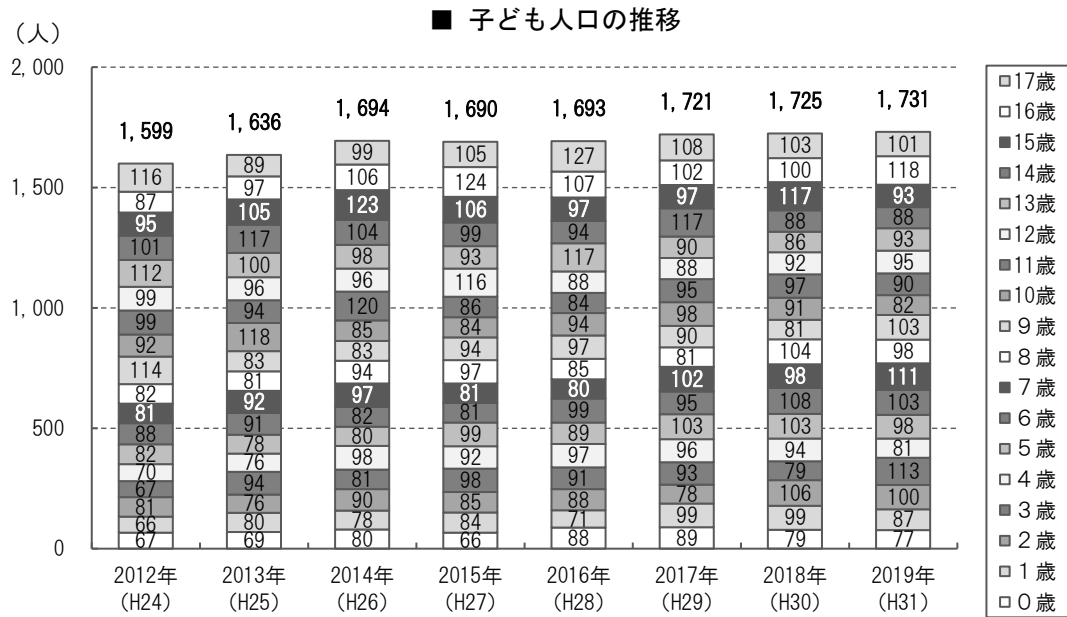


資料：福祉課（各年3月）

4 子ども・子育て支援の状況

(1) 子ども人口の推移

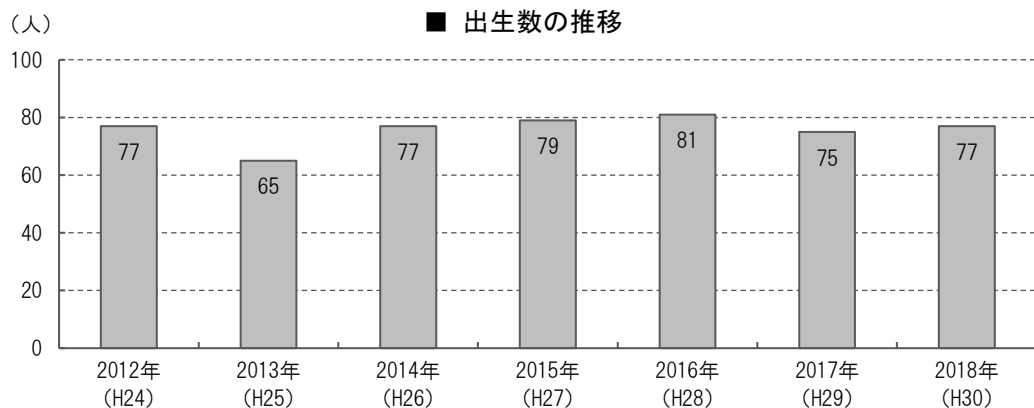
子ども人口の推移をみると、緩やかな増加傾向にあり、2012(平成24)年から2019(平成31)年の伸び率は、8.3%(132人)増となっています。



資料：住民基本台帳(各年3月末)

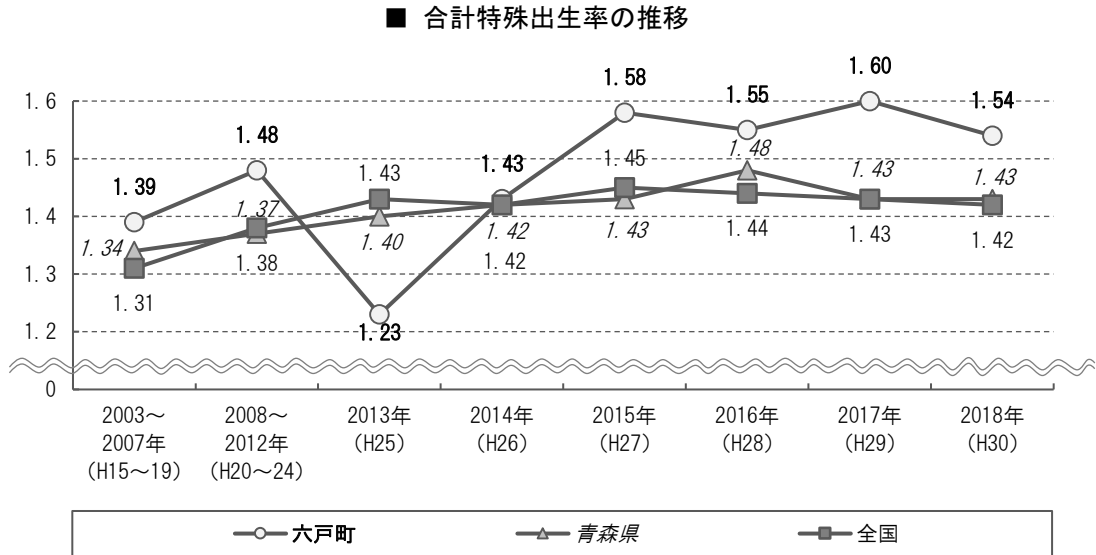
(2) 出生数の推移

出生数は、2013(平成25)年を除き、ほぼ横ばい状態となっています。



資料：青森県保健統計年報及び福祉課

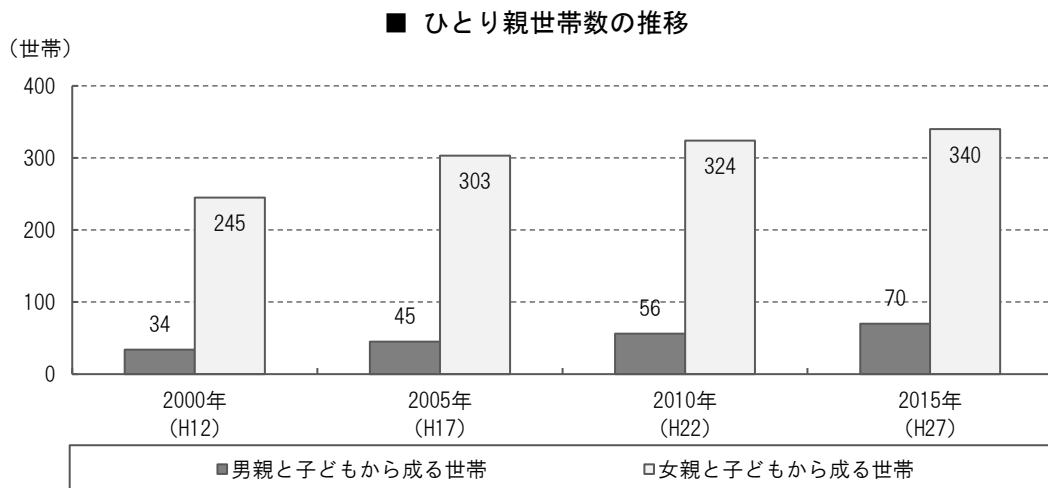
合計特殊出生率の推移をみると、当町は2013（平成25）年に1.23と大幅に低下していますが、その後上昇し、2014（平成26）年以降は全国・県を上回っています。



資料：厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計(H15～24)、青森県人口動態統計(H25～H30県・全国)、町独自推計(H25～H30六戸町)

(3) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯は、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯ともに増加し、2000（平成12）年から2015（平成27）年の伸び率は、男親が105.9%（36世帯）増、女親が38.8%（95世帯）増となっています。



資料：国勢調査

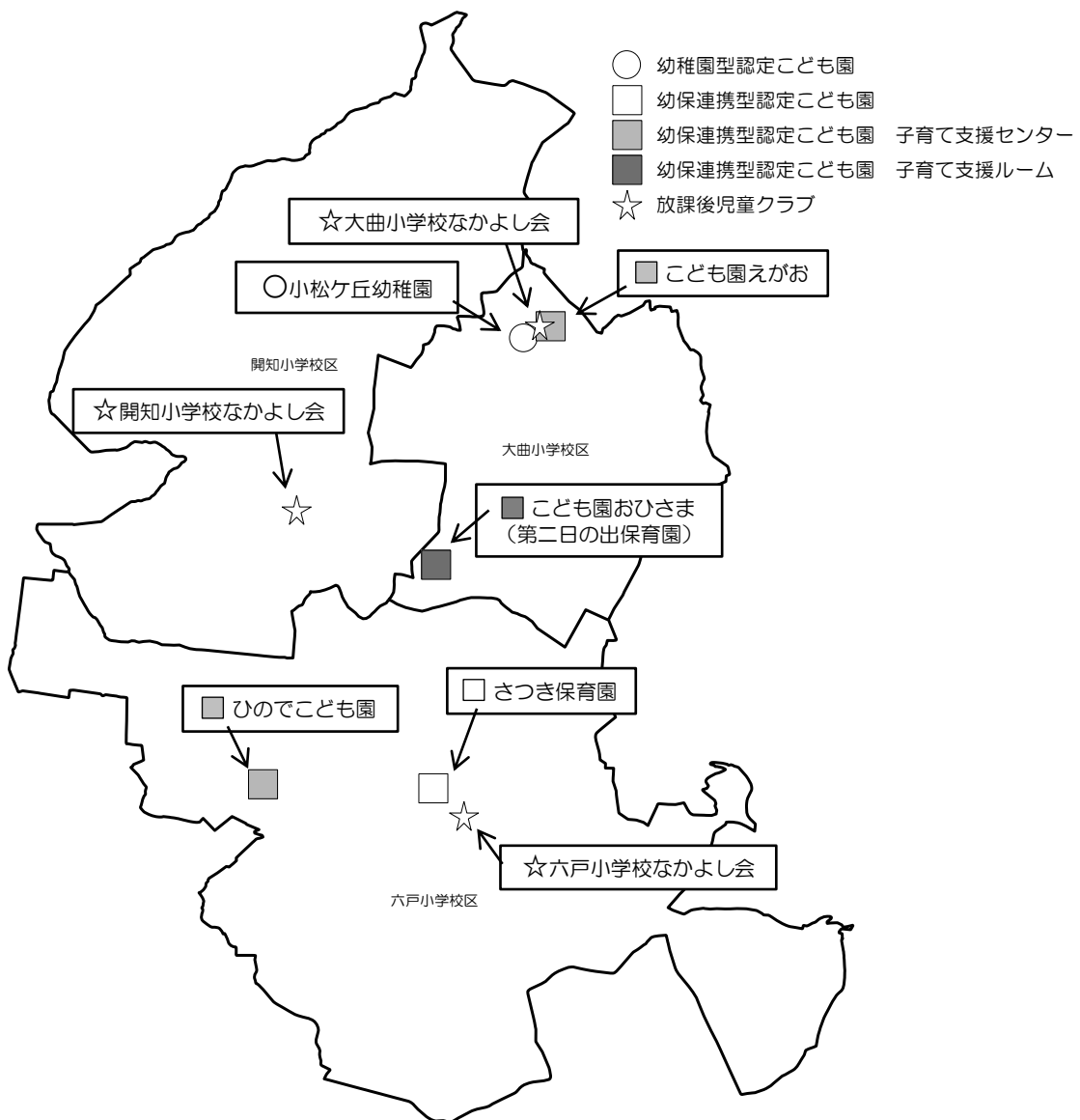
(4) 教育・保育施設の状況

町内の教育・保育施設をみると、『六戸小学校区』では「さつき保育園」「ひのでこども園」「六戸小学校なかよし会」の3か所で事業を実施しています。

『開知小学校区』では「開知小学校なかよし会」の1か所で事業を実施しています。

『大曲小学校区』では「小松ヶ丘幼稚園」「こども園えがお」「こども園おひさま（第二日の出保育園）」「大曲小学校なかよし会」の4か所で事業を実施しています。

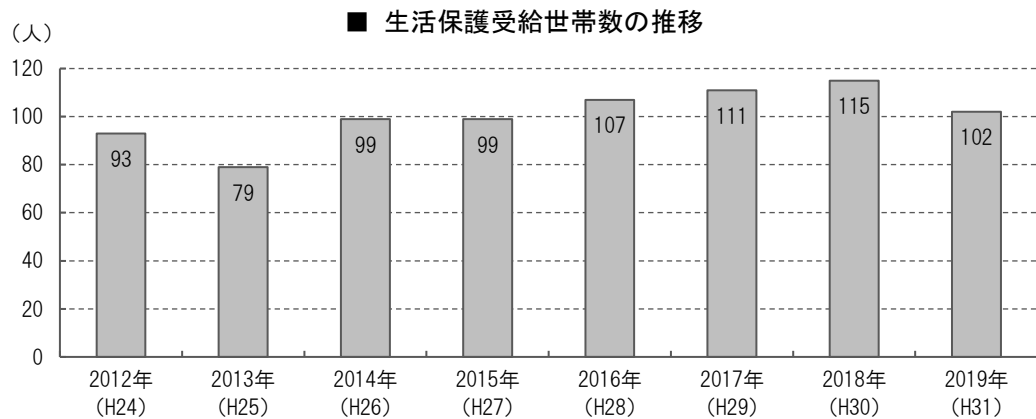
■ 教育・保育施設の位置図



5 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給世帯数の推移

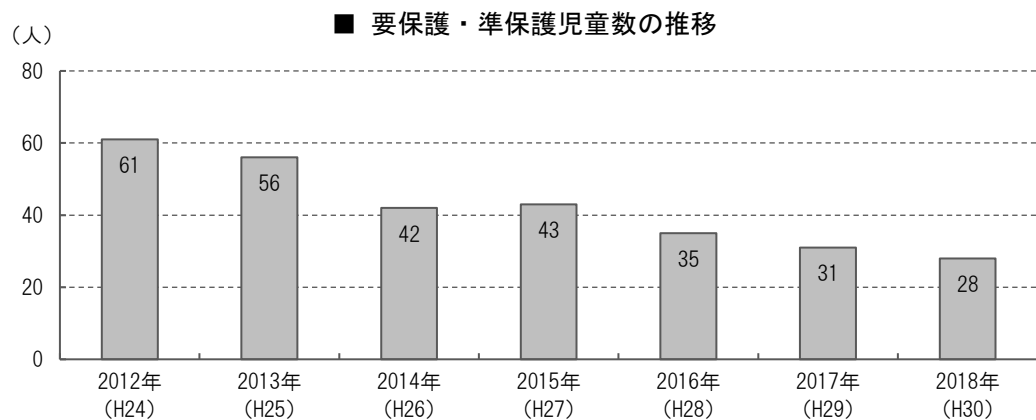
生活保護受給世帯数の推移をみると、2013（平成25）年を境に増加傾向にあり、2016（平成28）年以降は100人を超えています。



資料：福祉課

(2) 要保護・準保護児童数の推移

要保護・準保護児童数の推移をみると、2012（平成24）年以降減少傾向にあります。



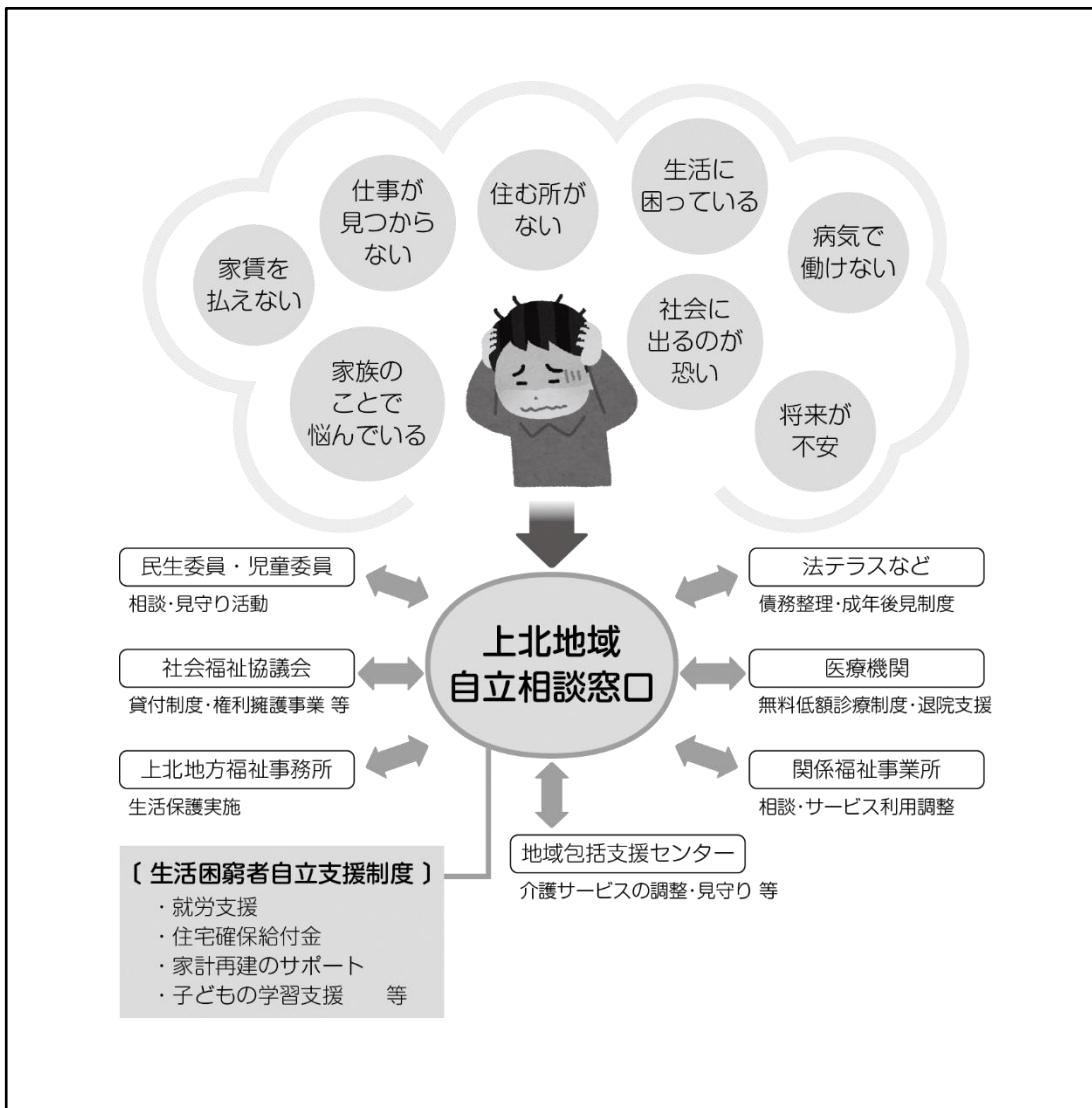
資料：六戸町決算報告書

(3) 生活困窮者支援の状況

当町では、生活保護の支給決定等を所管する福祉事務所と連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。生活保護受給者には単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員に日々の見守りなどの協力を求めています。

また、2015（平成27）年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るための措置が講じられました。当町ではこの法に基づき、上北地域自立相談窓口を中心に、就労支援機関、法律相談窓口、医療機関などの必要な機関と連携しながら、生活保護に至らないまでも、働きたくても働けない人や債務があるなどの理由で困窮している人などに対する相談支援を行っています。

■ 生活困窮者自立相談支援のイメージ



6 地域活動関係者・団体等に関する状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、担当地域でひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。2019（令和元）年度では27人の民生委員・児童委員が活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は2人であり、地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

(2) 町内会

町内会は生活に最も身近な住民組織として、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図っています。2019（令和元）年度では52町内会があります。

近年は、人々の価値観の変化により、家族の形態や生活スタイルなどの世帯状況も複雑化・多様化するなど変容し、町内会未加入世帯の増加、役員の高齢化やなり手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられますが、多くの地区及び町内会では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動しています。

(3) シニアクラブ

シニアクラブは、地区ごとに組織され、高齢者の生きがいを高め、老後の生活を健全で豊かにするために活動しています。2019（令和元）年度では町内に12クラブがあります。主な活動としては、趣味の会や高齢者の居場所づくりを行っていますが、近年では地域での交流を目的としたサロン活動を実施するクラブもあります。

(4) 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の中で人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護することが望ましいという考えのもと、人権への関心を高めるための啓発活動や人権相談活動を行っています。2019（令和元）年度は4人の人権擁護委員が活動しています。

(5) 防災関係団体

① 消防団

消防団は、2019（令和元）年度において9分団、団員数191人で構成され、常備消防である県広域消防組合と連携し、消火活動や防災・防火活動を行っています。

② 自主防災組織

自主防災組織は、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織であり、災害時には現場に最も近いところにおいて地域をよく知る自分たちの手で自分たちの命や生活、地域を守るといふ、災害に対する住民の自覚と連帯感に基づくものです。近年の災害リスクの増大と少子高齢化の進展の中で、自主防災組織がより強くなることが求められています。

2019（令和元）年度は1団体の自主防災組織が結成され、身近な地域の防災活動に取り組んでいます。

（6）その他団体

当町で地域のために活動している団体は他にも、PTAや婦人会、青少年健全育成協議会やボランティア団体などがあります。

7 アンケート結果からみた検討事項

2018（平成30）年11月に町民1,500人に実施したアンケート結果により、以下のよう
な検討事項が抽出されました。

- 検討1 地域住民同士の交流を深めるための地域活動の取り組み
- ・近隣住民の付き合いの希薄化と地域と関わり合おうとする意識の低下が見られる。
- 検討2 住み慣れた地域で暮らし続けられるような住民がともに支え合える仕組みづくり、
若者が将来に希望が持てる魅力ある地域づくり活動の支援、生活環境の維持・整
備の促進
- ・若者の定住意識が他の年齢階級に比べて低く、住んでいる地域に対する不満割合
がどの地区も2割前後を占めている。
- 検討3 地域活動やボランティアへの参加者を増やすための参加勧奨の活動、福祉活動に
関する身近な相談窓口の設置
- ・福祉への関心が高く、肯定的な考え方を持っているものの、実際に地域活動やボ
ランティア活動に参加する割合が低い。
- 検討4 避難所の事前確認など災害時への備え、災害時要援護者避難支援制度^{※2}に関する
周知徹底
- ・自然災害時などの避難場所や災害時要援護者避難支援制度の認知度が低い。
- 検討5 虐待や暴力等を防ぐ権利擁護等に対する住民意識の向上、関連事業の周知・啓発
の促進、関係機関との連携強化
- ・住民は虐待や暴力等に関する対応（予防を含む）に関して、通報行動をとる一方
で、専門関係機関に対し迅速な対策を求めている。
- 検討6 福祉・介護保険サービスや支援事業等に関する適切な情報の周知・啓発の徹底、
環境整備（インターネットを含む）の強化、気軽に相談できる窓口など支援体制の
拡充
- ・福祉・介護保険サービス、その他の行政制度や支援事業等の認知度が低い。

^{※2} 災害時要援護者避難支援制度とは、地震や集中豪雨などの災害時に家族などの協力が得られず、自力
で避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など（災害時要援護者）が、自身の
同意の上で、その個人の情報を地域の自主防災組織（町内会・自治会）、民生委員児童委員協議会など
に提供することにより、実際に災害が起きた時に地域住民が主体的に支援をしていく制度です。



計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の策定にあたって実施したアンケートでは、住みよい地域社会を実現していくうえでの問題点について、半数の人が「近所付き合いが減っていること」と回答しています。多くの自治体で人口が減少傾向にある中、当町は近隣からの転入人口も多く人口は増加傾向にある一方で、昔ながらの近所づきあいが少なくなり、従来のコミュニティが様変わりしつつあります。

近年、上記のような社会情勢に加えて生活課題は複雑・多様化しており、問題を解決するためには行政による福祉サービスだけではなく、住民と地域、福祉団体や事業者などが連携し、絆（支え合い）の輪を広げることが重要となります。絆の輪を広げることが、地域の活力と安心感を高めていくことにもつながります。

当町の最上位計画である第4次六戸町総合振興計画で「恵みの大地と人が結び合う やすらぎと感動の定住拠点・六戸」を将来像に掲げています。行政だけで福祉等の政策を考えるのではなく、住民や地域、六戸町社会福祉協議会をはじめとする各種団体等のみんなで役割を分担して地域福祉体制をつくりあげ、住み慣れた地域で、すべての住民がいつまでもいきいきとやすらぎのある暮らしができる「六戸町」を築くことを目指します。

基本理念

住みなれた地域で

いきいきと安心して暮らせる 絆づくり

2 基本目標

基本理念「住みなれた地域で いきいきと安心して暮らせる 絆づくり」の実現を目指し、地域福祉を推進するための仕組みづくりとして、以下の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である六戸町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支え合う仕組みを創ります。

主要施策

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- (3) 支え合い・見守り体制の充実
- (4) 福祉活動への支援と連携強化
- (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、人権擁護の推進、安全な移動手段や生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、安心して暮らせる仕組みを創ります。

主要施策

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 災害時への備え
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 支援が必要な人への対応
- (7) 安全な移動手段・生活の確保

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みを創ります。

主要施策

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加・生きがいづくり
- (3) 健康づくり・介護予防

3 施策の体系図

《基本理念》 住みなれた地域で いきいきと安心して暮らせる 絆づくり

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 地域福祉意識の高揚 | ①啓発活動の充実 ②相互理解の促進 |
| (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化 | ①ボランティア活動の支援
②青少年ボランティアの育成 |
| (3) 支え合い・見守り体制の充実 | ①子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進
②地域や町内会における取り組みの支援
③関係者のネットワークづくり ④認知症対策 |
| (4) 福祉活動への支援と連携強化 | ①民生委員・児童委員への支援
②地域福祉活動への支援 |
| (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化 | ①社会福祉協議会の体制強化に向けた支援
②社会福祉協議会との連携強化 |

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 相談体制の充実 | ①身近な相談窓口の充実 ②相談支援の充実
③町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施
④関係機関との連携体制の強化 |
| (2) 情報提供体制の充実 | ①広報紙・町ホームページ等での情報提供
②各種手当・制度の周知徹底
③民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実 |
| (3) 福祉サービス提供体制の充実 | ①子育て支援の充実 ②高齢者支援の充実
③障がい者支援の充実 |
| (4) 災害への備え | ①防災意識の高揚 ②避難支援体制の充実
③緊急時の情報伝達、通報支援 |
| (5) 権利擁護の推進 | ①あらゆる虐待やDV・ハラスメントの防止
②児童虐待防止の推進 ③高齢者虐待防止の推進
④障がい者虐待防止の推進 ⑤成年後見制度の周知 |
| (6) 支援が必要な人への対応 | ①生活困窮者への対応 ②子どもの貧困対策
③更生保護について ④家族介護者への支援 |
| (7) 安全な移動手段・生活の確保 | ①身近な移動手段の確保 ②交通安全対策の強化
③地域での防犯活動の促進、消費者対策の推進 |

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 居場所づくり・交流の場づくり | ①ふれあいいきいきサロンの充実
②高齢者の通いの場・居場所づくり
③認知症支援 ④地域子育て支援拠点事業の充実 |
| (2) 社会参加・生きがいづくり | ①高齢者の生きがい・社会参加の促進
②障がい者社会参加の促進 |
| (3) 健康づくり・介護予防 | ①健康づくりの推進 ②各種保健事業の推進
③介護予防の推進 |



地域福祉の施策展開



第4章 地域福祉の施策展開

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 地域福祉意識の高揚

現状と課題

当町では、広報紙やホームページ等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発を行うとともに住民の様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進しています。

六戸町社会福祉協議会では、住民への情報発信を行っていますが十分とはいえず、広報紙の充実や福祉イベントの開催など、より積極的な啓発活動が必要です。また、住民が協力して支え合う地域をつくるためには、住民一人ひとりの助け合いの意識を育てていく必要があります。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- ✓ 町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- ✓ 福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 町と連携し、広報紙やホームページを活用した広報・啓発を進めます。
- ✓ 各種福祉イベントへの住民の参加促進を図ります。
- ✓ 町と連携し、学校での福祉体験等を実施し、福祉を学ぶ機会の充実を図ります。
- ✓ 共同募金運動を通じて、地域福祉活動の必要性を伝え、福祉への理解、社会貢献の促進を図ります。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を展開します。 ・「人権週間」や「障がい者週間」等の機会を利用し、人権についてや障がい者等の権利に関する法律や制度等についての啓発を行います。 	福祉課 教育委員会

相互理解の促進	・ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図ります。	福祉課
---------	---	-----

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

現状と課題

当町では、ボランティア活動の拠点として六戸町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置しており、2019(平成31)年3月末で団体3団体、個人4人が登録しています。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動の支援やボランティアに関する情報提供のほか、様々な福祉活動への理解と参加も促進してきましたが、支援を必要とする人と支援する人のマッチングが十分ではありませんでした。

今後はボランティアセンターの機能強化とともに、ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど参加しやすい環境づくりが求められます。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ✓ ボランティア養成講座等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- ✓ できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ ボランティア活動を支援するボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ✓ ボランティアに関する理解と関心を深めるため、ボランティア活動の報告会を開催するとともに、福祉活動の担い手を育成します。
- ✓ 地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。
- ✓ ボランティアのニーズ調査と新たなボランティア活動の発掘を行います。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
ボランティア活動の支援	・ボランティア活動に関する広報、啓発活動の充実など様々な支援を図ります。 ・今後の福祉ニーズの多様化に対応するため、福祉サービスを担う職員はもとより、関係機関職員に対しても研修や学習の機会を提供します。	福祉課
青少年ボランティアの育成	・中高生を対象に体験学習やボランティア交流を行い、青少年ボランティアの育成を図ります。	教育委員会

(3) 支え合い・見守り体制の充実

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての住民が安心して暮らすためには、日ごろからの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

当町では、社会福祉協議会の協力を得て、見守りサポーターを設置しています。また、民生委員・児童委員協議会では2年に一度高齢者世帯調査を実施し、日頃の見守り活動につなげます。子どもの見守りに関しては、PTA活動を中心に取り組んでいます。

今後も、関係機関が連携して充実した見守り体制の整備が求められます。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 日ごろからあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔が見える関係づくりに努めましょう。
- ✓ あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- ✓ 認知症などへの理解を深めましょう。
- ✓ 虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 生活支援サービスの検討組織としての協議体の運営を支援します。
- ✓ 生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社会資源の開発を図ります。
- ✓ 民生委員・児童委員等と連携し、ひとり暮らし高齢者宅へ「福祉安心電話サービス」やリーフレット配布通じて安否確認を行います。
- ✓ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業を推進します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進	・各組織の協力のもと、地域社会での見守り体制の推進を図り、行方のわからない高齢者が発生したときには速やかに情報収集を行い、より早期の発見に努めます。	福祉課 教育課
地域や町内会における取り組みの支援	・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。 ・より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めます。	総務課
関係者のネットワークづくり	・見守りサポーターを中心に、関係者間の情報共有を図りやすくするため、地縁、活動団体等のネットワークづくりを図ります。	福祉課

認知症対策	・認知症に関する正しい知識の普及と理解を深めるとともに、認知症初期集中支援チームを活用し、早期受診、適切なサービスにつなげます。	福祉課 包括支援センター
-------	--	-----------------

(4) 福祉活動への支援と連携強化

現状と課題

当町では、現在、各地域を担当する27人の民生委員・児童委員と2人の主任児童委員が活動しています。

また、民生委員・児童委員は、地域住民とともに「福祉のまちづくり」を広げていく推進役として活動を展開しています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手です。2018(平成30)年度に実施した「地域福祉計画に関する町民意識調査」(問44)で民生委員・児童委員の認知度について、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が4割を超えていたことから、身近な相談相手の存在を知ってもらうことが重要です。

地域福祉活動において重要な役割を担う民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 民生委員・児童委員等の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ✓ 地域の民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 身近な生活相談に対応できるよう、民生委員・児童委員との連携を図ります。
- ✓ 民生委員・児童委員協議会との情報共有を図り、活動を推進するため、定期的な協議を行います。
- ✓ 地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
民生委員・児童委員への支援	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。 地域の絆づくりを進めている民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。 	福祉課
地域福祉活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会と連携し、地域で福祉活動をしている人や団体を支援します。 	福祉課

(5) 社会福祉協議会への支援と連携強化

現状と課題

六戸町社会福祉協議会は、住民や民生委員・児童委員、社会福祉関係者・関係団体・機関などとの連携のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指して地域の福祉増進に努めています。

しかし、2018(平成30)年度に実施した「地域福祉計画に関する町民意識調査」(問45)では社会福祉協議会の認知度(約3割)が低いことから、その活動内容の周知が求められます。

六戸町社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として大きな役割を担っていることから、今後も町による支援と連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- ✓ 社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 六戸町社会福祉協議会活動指針に基づき、組織・運営体制の改善や職員の人材育成、各種事業の見直しなど社会福祉協議会の体制強化を図ります。
- ✓ 地域福祉を推進する中心的な組織として、町、住民、事業所、関係機関との連携強化に努めます。
- ✓ 社会福祉協議会の活動について、積極的に周知し、理解の促進に努めます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
社会福祉協議会の体制強化に向けた支援	・人材の確保と育成に対する支援をはじめ、適正な補助、事業における協力体制強化など、社会福祉協議会の主体性や独立性に配慮しながらも、地域福祉の推進に向け、必要な指導、調整及び支援に積極的に取り組みます。	福祉課
社会福祉協議会との連携強化	・社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うとともに、連携の強化を図ります。	福祉課

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

現状と課題

各種福祉サービスの多様化、家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

当町では、担当課の窓口で相談を行っているほか、心の健康相談などの相談窓口も設置しており、地域では、民生委員・児童委員や見守りサポーターが連携し、福祉制度や日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助・支援を行っています。

今後も、関係機関や民生委員・児童委員との情報交換など連携を強化するとともに、多様化・専門化する相談内容に対応するための相談体制の強化を図る必要があります。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ✓ 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、話を聞くことからはじめ、相談窓口を紹介しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 複合的な福祉問題を抱えるケースに対応できるよう、社会福祉協議会内に福祉の総合相談窓口の設置を検討します。
- ✓ 社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯に対する相談支援の強化に向け、関係機関との連携強化を図ります。
- ✓ 民生委員・児童委員等と連携し、ひきこもり、生活困窮など、地域の潜在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていきます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口における相談体制の充実に向けて、窓口での接遇向上や相談しやすい環境づくりを図るとともに、各関係機関との連携を強化しながら、個々のケースに応じた対応に努めます。 ・民生委員・児童委員やボランティア団体等と適切な連携をとりながら、支援が必要な人に対する見守り活動を実施するとともに、地域において気軽に相談できる体制の整備を支援します。 ・相談機関につながらない要支援世帯の早期発見と見守りを行う体制を整備します。 ・来庁や電話だけでなくFAXや電子メール等、あらゆる人がより相談しやすくなるよう環境を整えます。 	福祉課
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、保護者や児童・生徒が相談しやすい体制を整備します。 	福祉課 教育委員会
町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に的確に、かつ、相談者のプライバシーに配慮した対応を行えるよう、町職員や社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員等の関係者を対象とした研修や勉強会を開催し、資質向上に努めます。 	福祉課
関係機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。 	福祉課

(2) 情報提供体制の充実

現状と課題

近年、福祉・保険制度など生活に関する様々な制度の改正等に伴い、町や関係機関から提供する情報が増加傾向にある中、情報を町から地域住民へ一方的に流すだけでは、住民に十分な情報提供ができていないといえます。各種福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動についての情報などの周知方法を工夫し、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

当町では、「広報ろくのへ」を月1回発行するとともに、地区の回覧板、ホームページによる広報等も実施しています。わかりやすい広報紙やホームページでの情報発信をはじめ、高齢者等への伝達手段の充実を図るとともに、個人情報保護に配慮しながら、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが求められます。

今後の取り組み**地域や住民の取り組み**

- ✓ 町、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ✓ 口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- ✓ 各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。
- ✓ 地域・町内会内で福祉に関する情報提供を進めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動紹介など、積極的な情報発信に努めます。
- ✓ 社会福祉協議会が取り組んでいる活動についてタイムリーな情報発信に努めます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
広報紙・町ホームページ等での情報提供	・福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、広報紙をはじめ、ホームページ等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。 ・町が発行する広報紙や各種冊子等について読みやすさに配慮します。	福祉課
各種手当・制度の周知徹底	・パンフレット等での情報提供とともに、対象者の把握に努め、必要に応じた申請の勧奨を行います。	福祉課
民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実	・民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。	福祉課

(3) 福祉サービス提供体制の充実**現状と課題****子育て支援**

2014（平成26）年度に「六戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「豊かなこころが育つまちづくり」を基本理念に掲げ、地域における子育て支援、子育てを支援する生活環境の整備、子どもの心身の成長に資する教育環境の整備などを基本目標として各種施策の展開を図っています。

母子保健では、妊娠届出時、健診や相談、医療機関等関係機関からの連絡等により把握した、フォローを必要とする母子にはアセスメントを実施した上で状況に応じた子育て支援を行っています。さらに、より早い段階での子育て支援ができるよう、妊娠届出時や各種教室において要支援妊婦の把握に取り組んでいます。

高齢者

2017(平成29)年度に策定した「六戸町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進に努めています。また、地域包括支援センターの機能強化とともに、地域ケア会議の機能充実に取り組んでいます。

障がい者

2017(平成29)年度に「六戸町第3期障害者計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念の浸透や障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種施策を推進しています。

2017(平成29)年度に障害児福祉計画と一体的に策定した「六戸町第5期障害福祉計画」で、それまでの利用状況やニーズ、各種障がい者福祉に関する制度の動向を見据えた上で、当町における障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービス量を見込み、その確保を図っています。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- ✓ アンケート調査に積極的に参加し、サービス充実のための提言を行いましょ。
- ✓ 各種福祉計画の内容を、広報紙、ホームページ等で理解し、住みやすい地域づくりに協力しましょう。
- ✓ 町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ✓ 可能な範囲で住民参加型のサービスに参加しましょう。
- ✓ サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実を図りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 社会福祉協議会が実施する生活支援サービスを、住民にわかりやすく周知し、地域内で援助の手が届いていない福祉的な支援が必要な人を掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。 ・妊産婦・乳幼児を対象とした家庭訪問や乳幼児健診により、妊娠・出産・育児期間に切れ目ない支援を行えるよう一層の充実を図ります。 ・乳幼児健診において、育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を継続して実施します。また、関係機関と連携を密にし、発育発達支援の充実に努めます。 	福祉課 教育委員会
高齢者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。 ・医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を継続します。 	福祉課 包括支援センター
障がい者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに参加するための福祉施策を推進します。 ・また、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。 ・障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるように、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。 	福祉課

(4) 災害への備え

現状と課題

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など要配慮者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

当町では、各災害別に防災対策を区分した「知っておきたい防災対策」（パンフレット）を作成・配布しています。イラスト等を用いながらわかりやすく解説するなど、住民の防災意識の高揚・促進に努めています。

また、町内の地域で自主防災組織を立ち上げ、さらに、防災倉庫備蓄品として、非常食や毛布等を備蓄するとともに、防災無線の整備やエリアメールの環境整備を行っています。

災害対策の強化にあたっては、核家族の高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進など、一歩進んだ取り組みを推進する必要があります。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 地域で見守るべき人が誰なのかを把握しましょう。
- ✓ 避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ✓ 家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- ✓ 防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 災害発生時に災害ボランティアセンターの設置が必要と判断された場合、速やかに災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受け入れを行い被災者支援が円滑かつ効果的に行えるよう、町や関係機関と連携していきます。
- ✓ 平時から災害ボランティアセンター運営に関する訓練を実施し、行政、関係機関、地縁組織、ボランティアなどと協働で災害ボランティアを推進・支援する体制づくりを進めていきます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
防災意識の高揚	・自主防災組織等と連携し、防災に関する広報・啓発活動の推進や防災訓練の定期的実施、ハザードマップの周知等により、住民の防災意識の高揚及び自主的な備えの促進に努めます。	総務課
避難支援体制の充実	・自主防災組織をはじめ、関係機関・団体との連携のもと、避難行動要支援者の把握をはじめ、避難支援体制の充実を図ります。	総務課 福祉課
緊急時の情報伝達、通報支援	・緊急時には防災無線、ホームページ等を活用して情報発信します。また、緊急時に備え、情報の伝達・通報のあり方を広報紙等で積極的に周知し、避難救護活動につなげます。	総務課

(5) 権利擁護の推進

現状と課題

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利侵害などに対し、早期に対応していく体制が求められています。

児童虐待に関するリスク管理の徹底と家庭へのきめ細かな支援ができるよう、2013（平成25）年度から要保護児童対策地域協議会に実務者会議を設定し、必要に応じて個別ケース会議を開催しています。

2016（平成28）年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。この法に基づき、成年後見制度利用に係る費用助成制度の活用や地域連携ネットワークの整備を進め、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期相談対応体制の整備等の権利擁護に向けた体制整備が求められます。

当町では、成年後見制度の利用に関する補助金要綱を作成していますが、利用が少ないことから、制度の周知を図るなど、利用促進に向けた取り組みが求められます。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- ✓ 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- ✓ 子どもが虐待を受けているのでは、と感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」に電話しましょう。

- ◆「189（いち・はや・く）」：児童相談所全国共通ダイヤル
「189」は児童虐待と思ったときなどに、児童相談所に通告や相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけると管轄の児童相談所につながります。通告や相談は匿名で行うこともでき、通告や相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 判断能力が不十分な人の金銭管理や福祉サービス等の利用に関しては、日常生活自立支援事業を活用し支援します。
- ✓ 制度の周知活動を充実させ、後見契約のメリット等の周知、相談対応の整備を行い、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
あらゆる虐待やDV・ハラスメントの防止	・DV・ハラスメント、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図るとともに、より一層積極的な啓発活動を実施します。	福祉課 教育委員会
児童虐待防止の推進	・近所づきあいや親からの支援もない孤立した育児環境で不安を抱えたケースもみられることから、地域ぐるみの子育てネットワークの環境整備に取り組みます。 ・児童虐待の通告や相談ができる、「児童相談所全国共通ダイヤル」の周知に努めます。	福祉課
高齢者虐待防止の推進	・高齢者虐待防止に向けた住民への啓発を行うとともに、介護事業所など各種団体との連携を強化し、高齢者への戸別訪問、近隣住民や民生委員・児童委員等からの情報収集等により、高齢者虐待の早期発見、早期対応をするための体制の充実強化を図ります。	福祉課 包括支援センター
障がい者虐待防止の推進	・家庭内や職場、施設における障がい者に対する虐待防止のため、関係機関職員との連携を深めるとともに、相談・連絡があった場合は迅速な対応を図ります。	福祉課 包括支援センター
成年後見制度の周知	・広報紙、ホームページ、パンフレットの配布等を通じて、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。 ・市民後見人・法人後見人など利用に関する体制の整備に努めます。	福祉課 包括支援センター

(6) 支援が必要な人への対応

現状と課題

生活困窮者

生活困窮者の自立に向け、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めています。

子どもの貧困

子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014（平成26）年1月に施行され、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

更生保護

更生保護については、刑事司法関係機関だけの取り組みには限界があり、地域社会での継続的な支援が再犯防止に重要であるため、2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。

家族介護者

家族介護者の負担軽減のためにも、介護される高齢者の安楽な在宅生活のためにも、介護する家族が適切な介護知識に基づいて安心して介護することが大切です。そのため、家族介護者支援の一環として適切な介護方法の周知に努めます。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- ✓ 一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 低所得者などを対象に必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」により、一時的な生活資金の貸付を行い、生活の自立を促します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
生活困窮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県上北地方福祉事務所や民生委員・児童委員などと連携し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。 ・きめ細かな相談対応や関係機関が行っている生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進等により、生活困窮者の自立を促進します。 	福祉課
子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進します。 	福祉課 教育委員会
更生保護の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。 ・保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。 	福祉課 町民課

<p>家族介護者への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と家族介護者に対する支援をさらにきめ細やかなものにするため、必要に応じて各担当部署や地域包括支援センターと情報共有を図ります。 ・家族介護者の精神的負担を軽減するため、家族介護者同士が交流・情報交換ができるネットワークづくりの支援を進めます。 ・家族が適切な介護方法を習得し、安心して在宅介護を継続できるようにすることで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるよう支援を進めます。 	<p>福祉課 包括支援センター</p>
------------------	---	-------------------------

(7) 安全な移動手段・生活の確保

現状と課題

交通安全・防犯

当町では、警察をはじめとする関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。近年、高齢者による事故が多発していることから各年齢層に応じた教育・啓発が必要です。またその一方で、高齢者の免許返納が円滑に進むよう、身近な移動手段の確保に向けた整備が求められます。

防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をはじめ、学校連絡網メール、PTAや青少年健全育成団体とのパトロールの実施などに努めています。言葉巧みな悪質商法や詐欺的な勧誘商法等による高額被害は高齢者だけではありません。被害の未然防止と発生後の適切な対応のためにも、関係機関の連携強化、及び適切な情報の提供や相談体制を整備する必要があります。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- ✓ あいさつや声かけがお互いにできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 各種ボランティアに対する支援を行います。
- ✓ 通院や日常生活活動に対する移動手段として、福祉有償運送や車いすの貸し出しを行います。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
身近な移動手段の確保	・町民バスの運行にあたっては、住民ニーズにあった運行ルートを構築し、総合的な公共交通ネットワークの形成を進めます。	企画財政課 総務課 福祉課
交通安全対策の強化	・関係機関・団体との連携のもと、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。	町民課
	・通学路等の危険箇所の点検・調査を行いながら、安全な道路環境の整備を実施します。	教育委員会
地域での防犯活動の促進と消費者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施をはじめ、防犯灯の設置、学校連絡網メール等の活用促進など、地域ぐるみの安全環境づくりを進めます。 ・関係機関、家庭、学校、企業等の連携強化を図り、地域全体で犯罪を未然に防ぐ体制づくりに努めます。 ・悪質商法等被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関と連携し、情報提供と相談体制の充実を図ります。 	総務課 産業課 教育委員会

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり

(1) 居場所づくり・交流の場づくり

現状と課題

住民同士の日常的な近所づきあいや交流は地域福祉の基盤として重要であることから、地域の状況や住民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。

当町では、公民館や集会所等の身近な場所で、地域住民が協力して実施するふれあいいきいきサロンや健康教室が開催されています。また、高齢者を対象とした通いの場づくりは、住民の主体的な活動のひとつとして、介護予防を切り口に、住民同士の見守り、助け合いなどのつながりができることを目的に実施しています。

認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して相談できる窓口を包括支援センターに開設しています。今後は、より多くの人が利用できるよう一層の周知と、誰もが相談しやすい環境づくりが求められます。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ ふれあいいきいきサロン等に行ってみましょう。
- ✓ 関心のある活動の運営に参加してみましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 地域でのサロン活動において、参加しやすい環境づくりに必要な支援を行います。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
ふれあいいきいきサロンの充実	・地域での居場所づくりの一環として、社会福祉協議会と連携し、ふれあいいきいきサロンの充実を図ります。	福祉課
高齢者の通いの場・居場所づくり	・地域で自主的に行う、健康づくり・通いの場づくりへの支援と、またその場を継続するための活動支援を行います。	福祉課 包括支援センター
認知症支援	・認知症の人と家族、地域住民等がともに安心して相談できる活動を支援します。	福祉課 包括支援センター
地域子育て支援拠点事業の充実	・子育て家庭の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	福祉課

(2) 社会参加・生きがいづくり

現状と課題

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後もいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、シニアクラブ活動の支援や町主催の敬老会を実施しています。

また、高齢者の就労機会の確保に関する取り組みの一環としてシルバー人材センターへの支援を行っています。さらに、障がいの有無にかかわらず取り組めるスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しましょう。
- ✓ 事業者等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 高齢者、障がい者などが地域で孤立することがないように、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる場となっている「ふれあいいいきいきサロン」の運営を支援します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
高齢者の生きがい・社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やします。 ・高齢者の就労機会の確保に関する取り組みの一環としてシルバー人材センターへの支援を行うなど、働ける高齢者の雇用の促進を行います。 	福祉課
障がい者社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者(児)の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけます。 ・日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。 	福祉課

(3) 健康づくり・介護予防

現状と課題

健康づくり

当町では、住民の健康づくりに関して自ら主体的に実践・継続できる仕組みを構築し、住民の元気づくりと地域コミュニティの活性化に取り組むことで、生活習慣改善と健康意識の向上を促進しています。

健康教室を通じ住民の健康意識の向上を図り、健康づくりを推進するための秋祭りや、イベントの開催や健診の実施に取り組んでいます。

成人各種健（検）診については、健診体制の充実、電話や訪問による未受診者対策を行っており、受診率向上を目指しています。また、禁煙対策、糖尿病予防対策を重点的に実施しています。

介護予防

当町では、住民が主体的に介護予防に取り組んでもらうために、一般介護予防事業を実施し、身近な通いの場づくりに取り組んできました。

地域で活動している団体（シニアクラブやふれあいいきいきサロンなど）に対して保健師や栄養士を派遣し、介護予防の普及・啓発と地域の活動を支援しています。

今後の取り組み

地域や住民の取り組み

- ✓ 地域ぐるみの健康活動に取り組みましょう。
- ✓ 「自分の健康は自分で守る」を意識し、健（検）診を受けるとともに自らの健康状態に関心を持って、心配ごとがあれば早めに相談・受診しましょう。
- ✓ 健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 生活支援サービスの検討組織としての協議体の運営支援や生活支援コーディネーターの配置により、サービスの担い手や既存の社会資源の掘り起こし、地域資源の開発に努めます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
健康づくりの推進	・健康・保健を中心としたまちづくりをサポートする人材を発掘・育成し、地域ぐるみで健康づくり運動に取り組めるよう、地域単位の活動を支援します。	福祉課

	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて行ける身近な地域単位で健康づくり、子育て支援や介護予防の整備を推進し、住民、ボランティアなどが主体となり、健康づくりの活動が行われるよう支援します。 ・生活習慣の改善を柱とした住民の健康増進に向けた取り組みを実施します。 	
各種保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに合わせた、健康管理に関わる相談・指導体制及び健康づくりに向けた情報提供や健康教育の充実を図ります。 ・生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、特定健診受診率の向上に努め、保健指導の強化を図ります。 	福祉課 町民課
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業を一体的に推進します。 ・一人ひとりの社会参加の機会をつくることで、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援します。 	福祉課 包括支援センター



計画の推進



第5章 計画の推進

1 住民や地域との協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する町内会やボランティア団体、事業者など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉に取り組む多様な主体と、それぞれの役割を果たしながら相互に連携を図っていきます。

2 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域に密着しながら、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

2000（平成12）年には地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定された社会福祉法の改正で、その役割を担う中核的な団体として位置付けられました。

また、2017（平成29）年の改正では、地域課題の解決力の強化が骨格として盛り込まれ、自治体と支援関係機関との連携が規定されました。

本計画の目的を達成するためには、住民の地域福祉活動への参加活動に加えて、六戸町社会福祉協議会が計画の各分野で担う役割が大きいことから、当町では地域福祉の中核にいる六戸町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

3 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を住民や支援に関わる関係機関に広く周知し、普及に努めます。

4 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することも考えられます。

そのため、年度ごとに事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進行管理を行い、点検していく必要があり、そうした評価をもとにPDCAサイクルに基づく事業の見直しを行い、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施を図ります。



参 考 资 料



資料編

1 地域福祉計画策定に係る法整備・改正等

<p>平成12年 6月改正 平成30年 4月改正</p>	<p>社会福祉法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。 ▶地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。 ▶「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。
<p>平成26年 6月施行</p>	<p>子供の貧困対策の推進に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶法に基づき、政府には子どもの貧困対策に関する大綱の作成と、実施状況の公表が義務づけられました。同法を受けて策定された、「子供の貧困対策に関する大綱」では、基本方針に基づき、子どもの貧困に関する指針、指標改善に向けた教育や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の施策が定められています。
<p>平成18年10月施行 平成28年 4月改正</p>	<p>自殺対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに、自殺者の親族等を支援することを目的とする法律です。法に基づき自殺総合対策大綱が策定され、国関係省庁、地方公共団体、民間団体などが連携して総合的な取組を実施しています。 ▶平成28年4月の改正では、都道府県・市町村は計画に基づき対策計画の策定が義務づけられました。
<p>平成28年 4月施行</p> <p>平成28年 6月 公布・施行</p> <p>平成28年12月 公布・施行</p>	<p>※下記の三法を「人権三法」と呼んでいます。</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」を実現することをめざした法律です。 <p>本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶民族や国籍等の違いを乗り越え、多様性が尊重されることにより、豊かで安心して生活ができる成熟した社会の実現を目指すために制定された法律です。 <p>部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶今なお残る部落差別の解消に向けた取組を推進することを目的に制定された法律です。

<p>平成28年 4月公布 平成28年 5月施行 平成29年 3月 閣議決定</p>	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律</p> <p>▶認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。</p> <p>▶法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。</p>
<p>平成28年 6月 閣議決定</p>	<p>ニッポン一億総活躍プラン</p> <p>▶「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置付ける中で、障害がある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現を謳っています。</p>
<p>平成29年 2月公表</p>	<p>「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）</p> <p>▶厚労省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して、地域共生社会実現に向けた検討を進めており、同本部のもとで、その具体化に向けた改革を進めています。</p>
<p>平成29年 8月公表</p>	<p>新しい社会的養育ビジョン</p> <p>▶平成28年児童福祉法改正において、子どもの福祉のためには子どもへの直接の支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者(家庭)とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが法的にも裏付けられました。</p> <p>▶このビジョンは、これを踏まえて新たな社会的養育のあり方を提示するものとして「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により取りまとめられています。</p>
<p>平成29年 6月公表 平成30年 4月施行</p>	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> <p>▶地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会です。</p> <p>▶「我が事・丸ごと」の地域づくりをキーワードとして、社会福祉法が改正され、地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する「上位計画」として位置付けられました。</p>
<p>平成29年 6月公布 平成30年 4月施行</p>	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> <p>▶地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策等を追加しました。</p> <p>▶当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院を創設しました。</p>

	<p>▶一定以上の所得を有する要介護被保険者等の保険給付に係る利用者負担の見直し並びに被用者保険等被保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講じました。</p>
<p>平成29年12月 閣議決定 平成30年 6月 閣議決定</p>	<p>幼児教育・保育の無償化</p> <p>▶新しい経済政策パッケージ</p> <p>▶経済財政運営と改革の基本指針2018</p> <p>▶上記において、3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化の方針が示され、消費税率引き上げ時の平成31年10月1日からの実施を目指すこととされています。</p>
<p>平成27年 4月施行 平成30年10月改正</p>	<p>生活困窮者自立支援法</p> <p>▶必要な人に確実に生活保護を実施することと、就労支援を含めた生活困窮者等の自立を促進するための法律です。</p> <p>▶平成30年の改正では、基本理念に「地域ぐるみの生活困窮者支援と地域共生社会の実現」が定義されました。支援体制の強化として、自立相談支援事業の利用促進や関係機関で構成する支援会議の設置、相談支援・就労準備支援・家計改善支援の一体的な実施、学習支援等が定められています。</p>
<p>令和元年 6月 関係閣僚会議決定</p> <p>令和元年 6月 閣議決定</p>	<p>認知症施策推進大綱</p> <p>▶全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定を推進します。</p> <p>▶「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図ります。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019</p> <p>▶「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進めるとともに、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえて中核機関の整備や意思決定支援研修の全国の実施などの施策を総合的・計画的に推進します。</p>
<p>令和元年 6月公布 令和元年 9月施行</p>	<p>子どもの貧困対策の推進に関する法律</p> <p>▶目的・基本理念の充実として、①子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、②貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進することを追加記載しました。</p> <p>▶市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課しました。（都道府県については、既に措置済み）</p>

2 アンケート結果の主な内容

計画策定にあたっては、町民、地域役員、ボランティア、関係福祉団体等の参画の下、当町の地域福祉のあり方を議論し、具体的なしくみづくりや条件整備のあり方等の検討が必要となります。そのため、町民の地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方についての意向や要望などを把握し、計画策定をする際の基礎資料を作成するためにアンケートを実施しました。

① 調査票の設計

調査対象者と調査期間・方法は、以下のとおりです。

「地域福祉計画に関する町民意識調査」	
調査対象者	20歳以上の町民(無作為抽出)
調査期間	平成30年10月29日～11月22日
調査方法	郵送方式による配布・回収

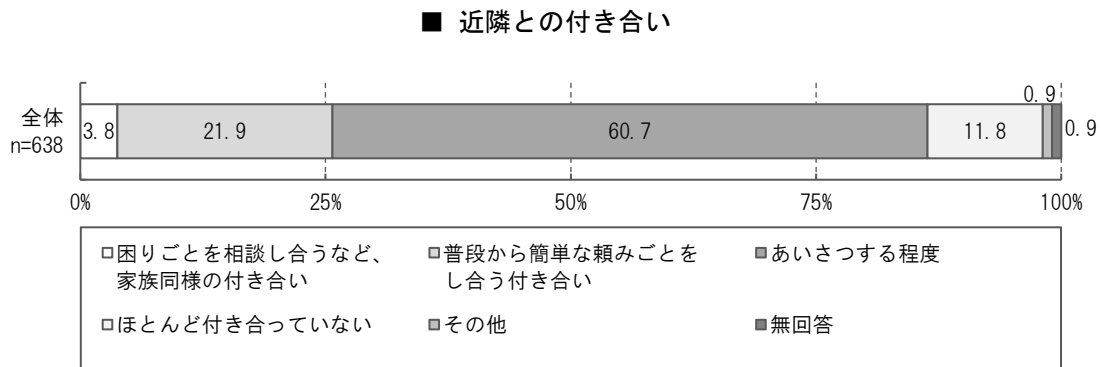
② 調査票の配布と回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

調査票	配布数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
地域福祉計画に関する町民意識調査	1,500	638	42.5

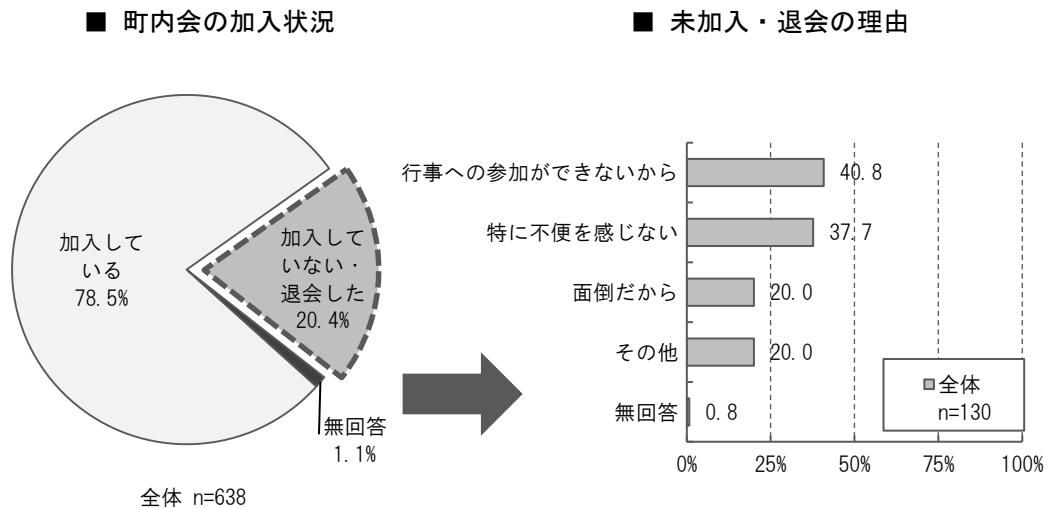
(1) 近隣住民の付き合いの希薄化や社会参加の意識は低い

○近隣との付き合いの程度をみると、「あいさつする程度」(60.7%)が最も高く、次いで「普段から簡単な頼みごとをし合う付き合い」(21.9%)となっています。一方「ほとんど付き合っていない」は11.8%となっています。

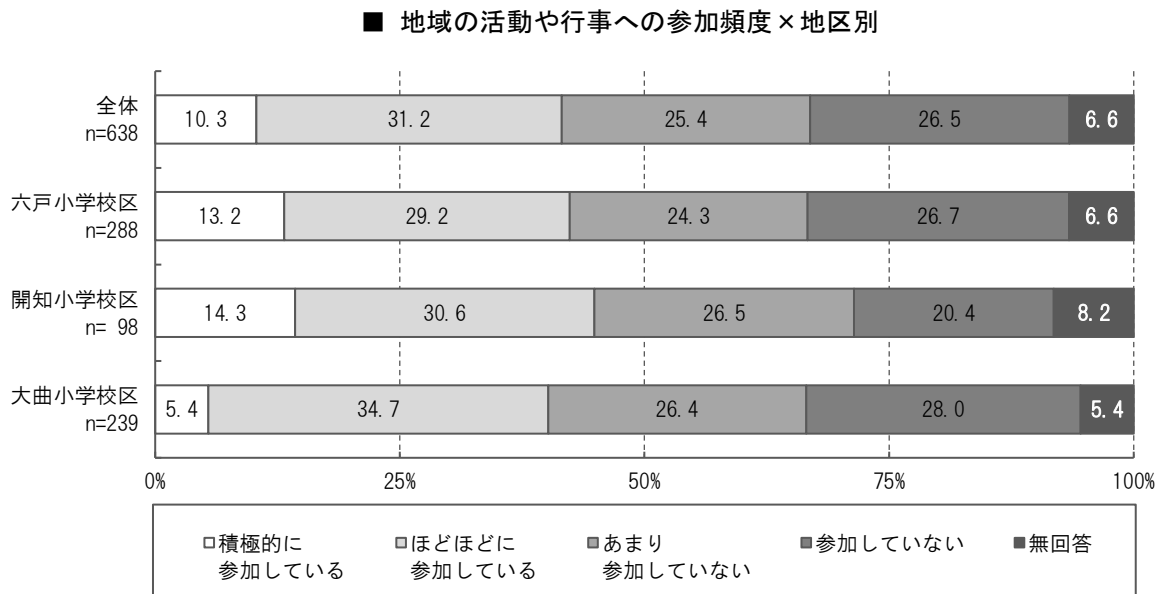


○町内会への加入状況は、「加入している」が7割以上、「加入していない・退会した」は約2割となっています。

○町内会に加入していない、または退会した理由について、「行事への参加ができないから」(40.8%)が最も高く、次いで「特に不便を感じない」(37.7%)となっています。

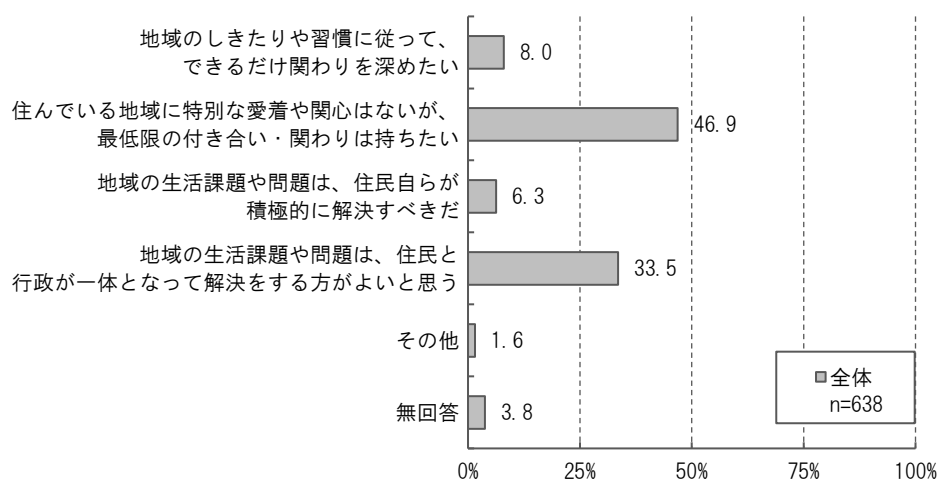


○地域の活動や行事への参加頻度をみると、全体では「積極的に参加している」(10.3%)と「ほどほどに参加している」(31.2%)を合わせると4割以上となる一方で、「あまり参加していない」(25.4%)と「参加していない」(26.5%)を合わせると5割におよび、「参加していない」割合は高くなっています。また、小学校区別に「参加していない」割合をみると、『大曲小学校区』(54.4%)で最も高くなっています。



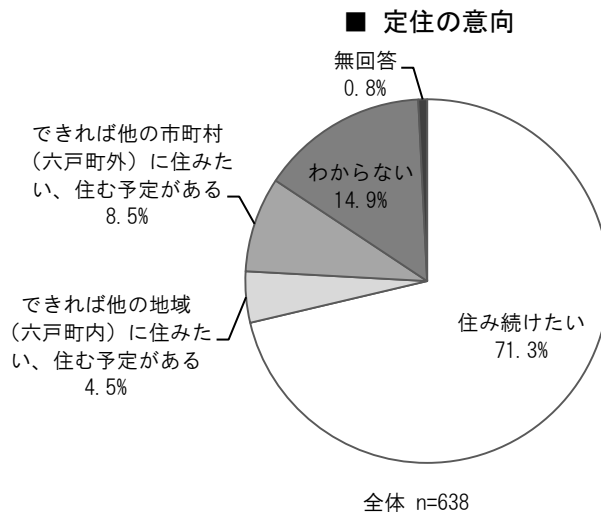
○地域活動への関わり方をみると、「住んでいる地域に特別な愛着や関心はないが、最低限の付き合い・関わりは持ちたい」(46.9%)が最も高くなっています。また、「地域の生活課題や問題は、住民と行政が一体となって解決をする方がよいと思う」(33.5%)と消極的な関わりを望む方は約8割となっていますが、一方で「地域のしきたりや習慣に従って、できるだけ関わりを深めたい」(8.0%)、「地域の生活課題や問題は、住民自らが積極的に解決すべきだ」(6.3%)を合わせた約1割の方は、積極的な関わりを望んでいます。

■ 地域への関わり方に関する意向

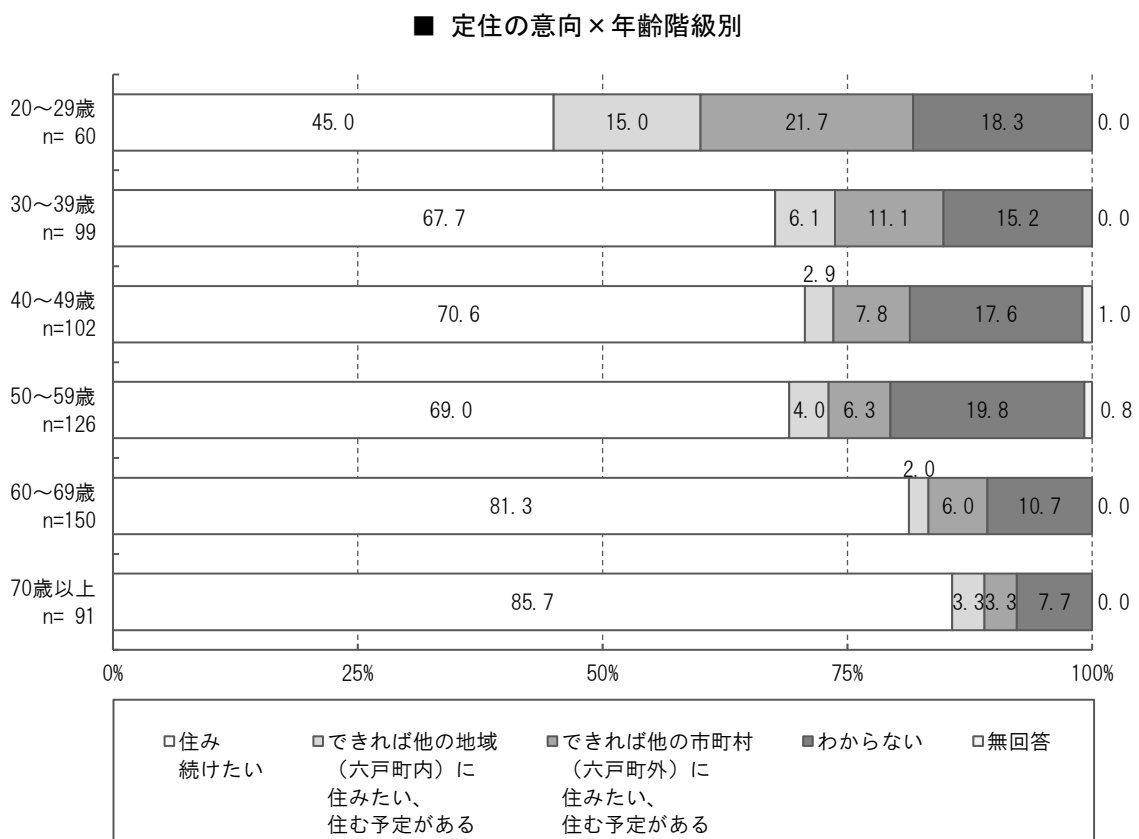


(2) 若者の定住意識が低い

○現在の居住地での定住意向は、「住み続けたい」(71.3%)が最も高く、次いで「できれば他の市町村(六戸町外)に住みたい、住む予定がある」(8.5%)となっています。

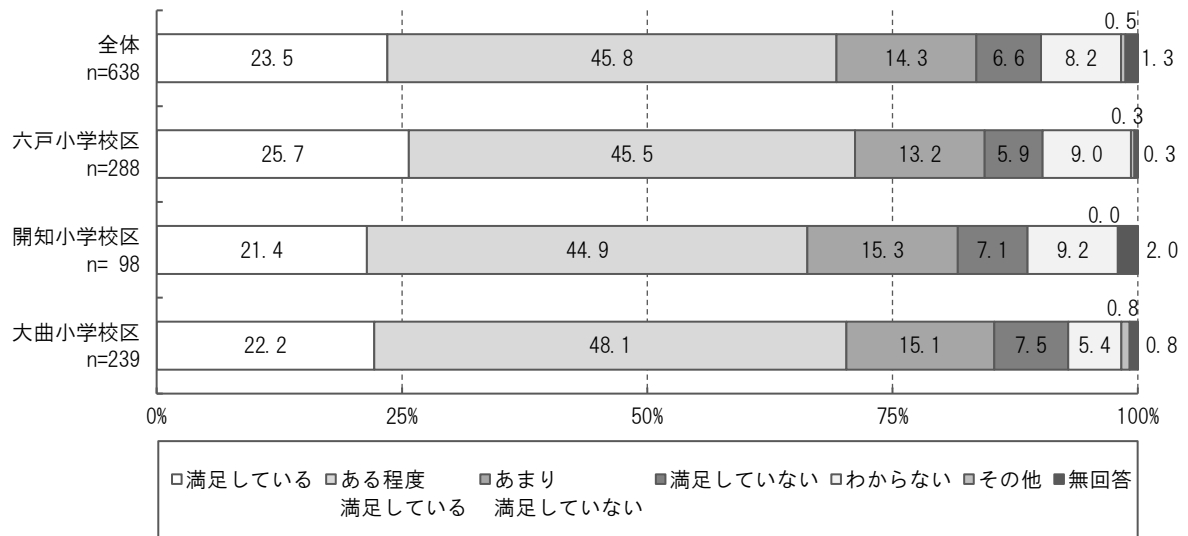


○また、定住意向を年齢階級別にみると、『20～29歳』で「住み続けたい」と回答した割合は45.0%となり、他の年齢階級と比べて低くなっています。



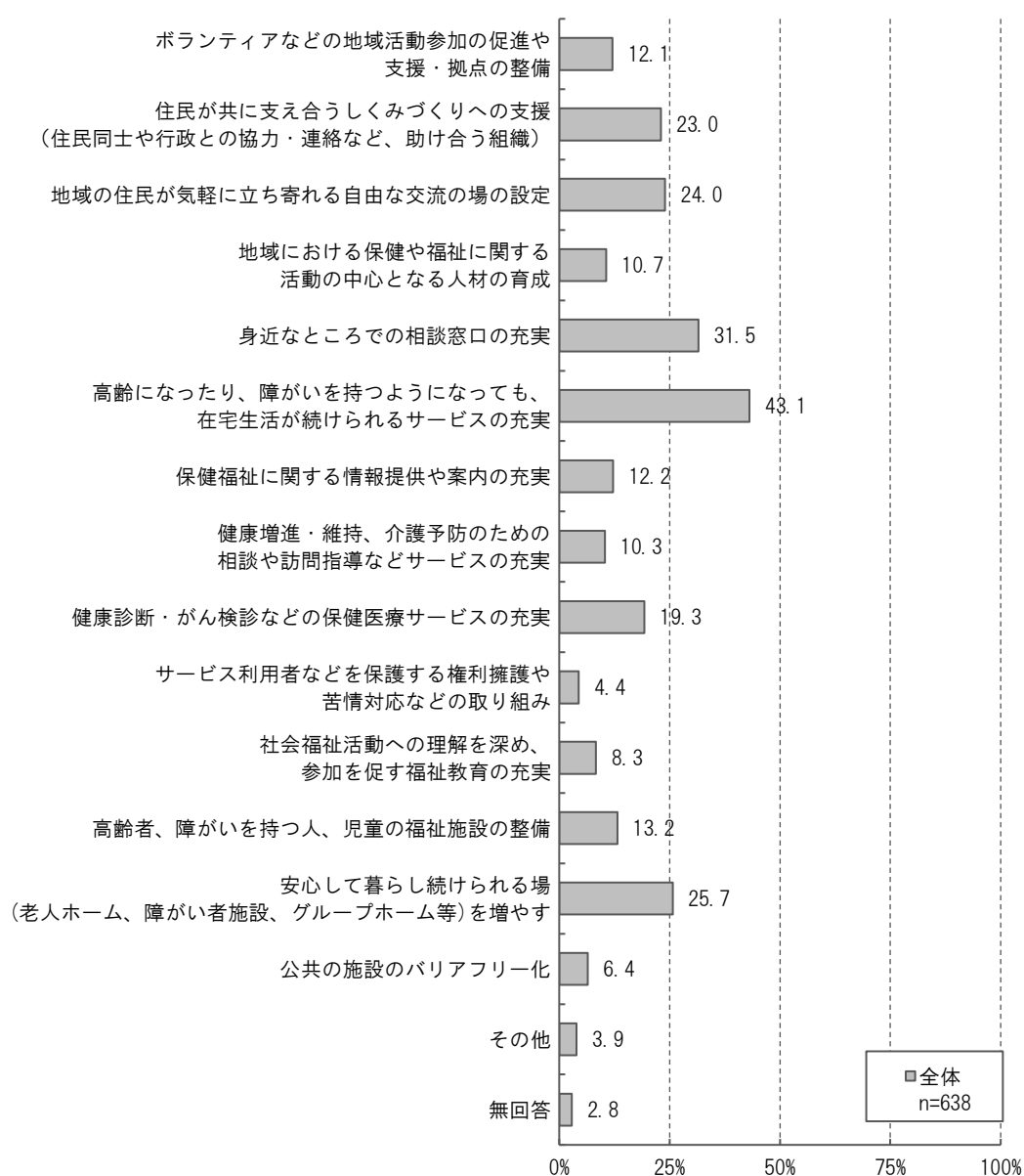
○住んでいる地域の満足度をみると、全体では「満足している」(23.5%)と「ある程度満足している」(45.8%)を合わせた約7割が満足している状況です。一方、「あまり満足していない」(14.3%)と「満足していない」(6.6%)を合わせた約2割が満足していない状況となっています。また、同様に小学校区別でみると、『六戸小学校区』(71.2%)で満足している割合が高く、『大曲小学校区』(22.6%)で満足していない割合が高くなっています。

■ 住んでいる地域の満足度×地区別



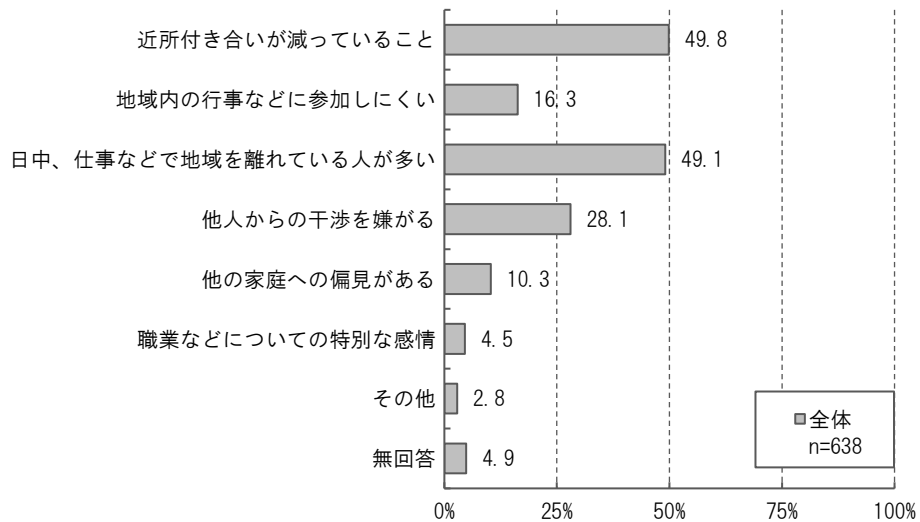
○町が優先して取り組むべき施策をみると、「高齢になったり、障がいを持つようになって、在宅生活が続けられるサービスの充実」(43.1%)が最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」(31.5%)、「安心して暮らし続けられる場(老人ホーム、障がい者施設、グループホーム等)を増やす」(25.7%)、「地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定」(24.0%)、「住民が共に支え合うしくみづくりへの支援(住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織)」(23.0%)、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」(19.3%)となっています。

■ 町が優先して取り組むべき施策



○住民がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえでの問題点は、「近所付き合いが減っていること」(49.8%)が最も高く、次いで「日中、仕事などで地域を離れている人が多い」(49.1%)、「他人からの干渉を嫌がる」(28.1%)となっています。

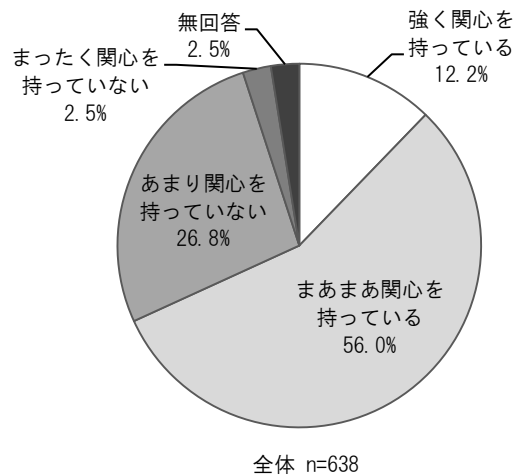
■ 住みよい地域社会を実現していくうえでの問題点



(3) 地域活動やボランティア活動への参加者が少ない

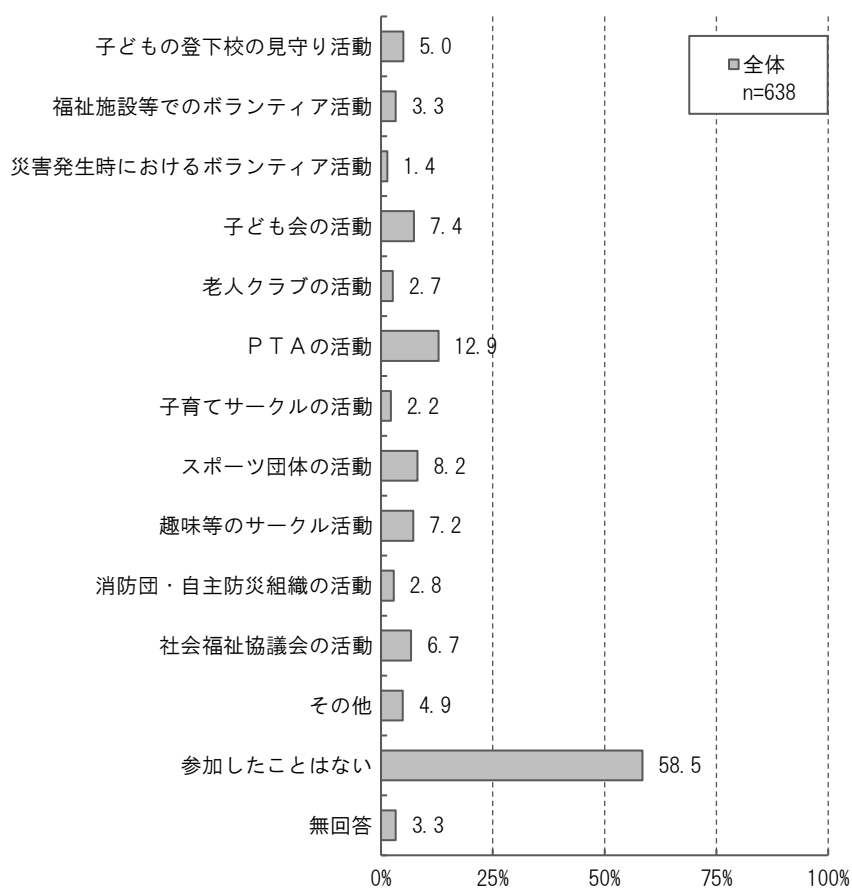
○福祉に対する関心度をみると、「まあまあ関心を持っている」(56.0%)と「強く関心を持っている」(12.2%)を合わせた約7割が関心を持っており、一方で「あまり関心を持っていない」(26.8%)と「まったく関心を持っていない」(2.5%)を合わせた約3割は関心がない状況です。

■ 福祉に対する関心度



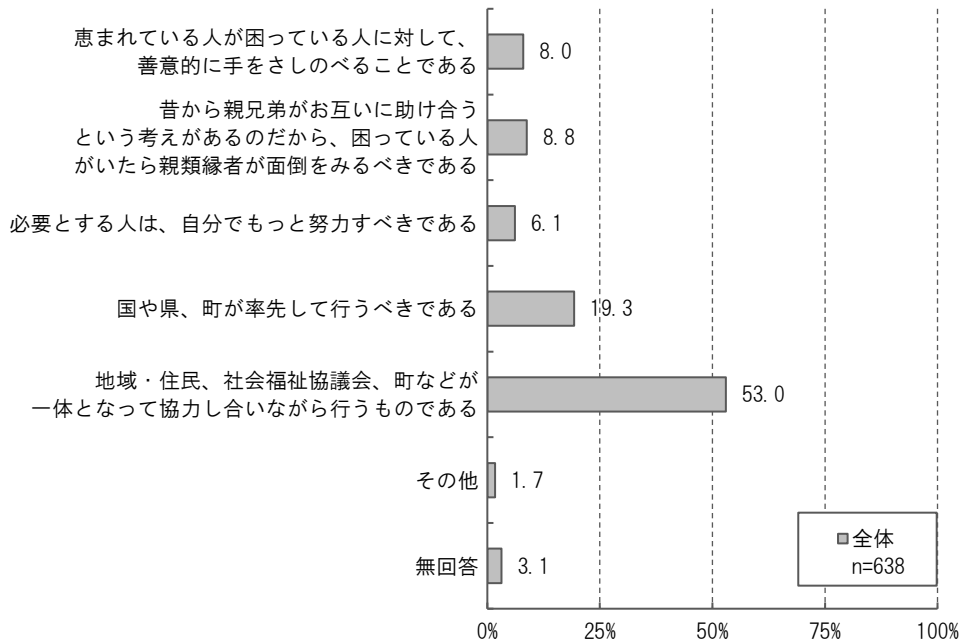
○過去1年間の地域活動やボランティア活動への参加状況について、「参加したことはない」が約6割を占めています。一方、参加している活動を見ると「PTAの活動」が12.9%となっていますが、多くの活動で1割未満の状況です。

■ 地域活動やボランティア活動への参加の有無



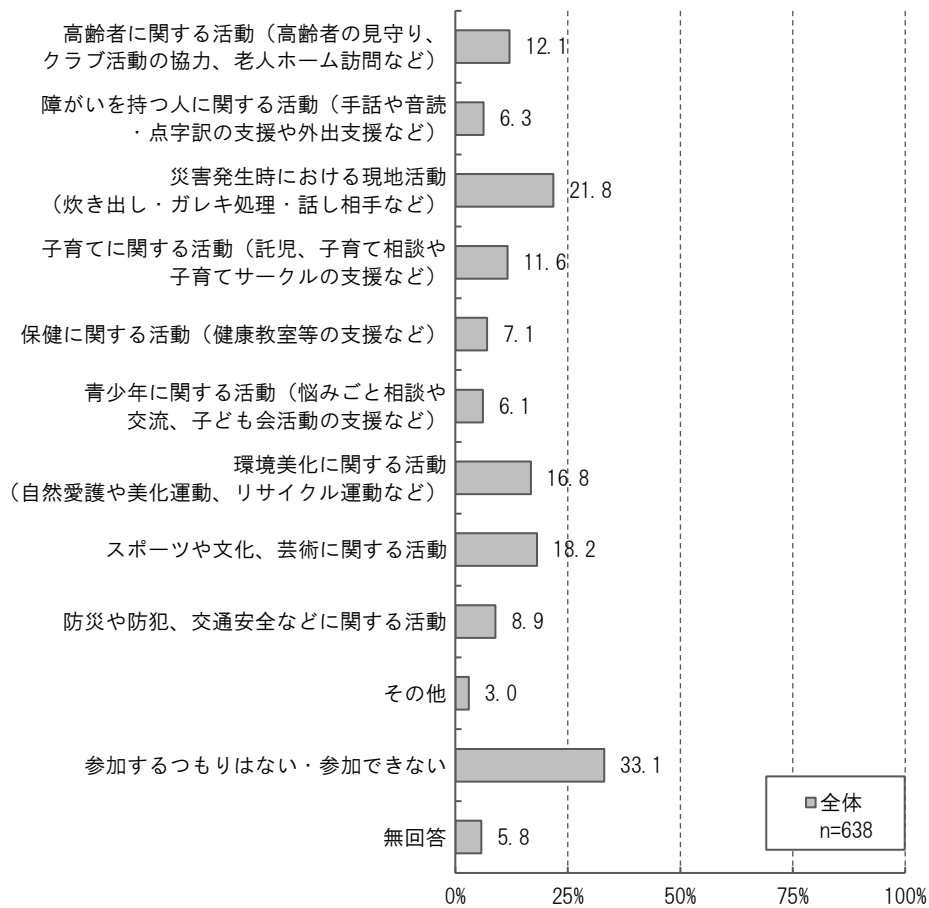
○福祉に対する考え方をみると、「地域・住民、社会福祉協議会、町などが一体となって協力し合いながら行うものである」(53.0%)が最も高く、次いで「国や県、町が率先して行うべきである」(19.3%)となっています。

■ 福祉に対する考え方



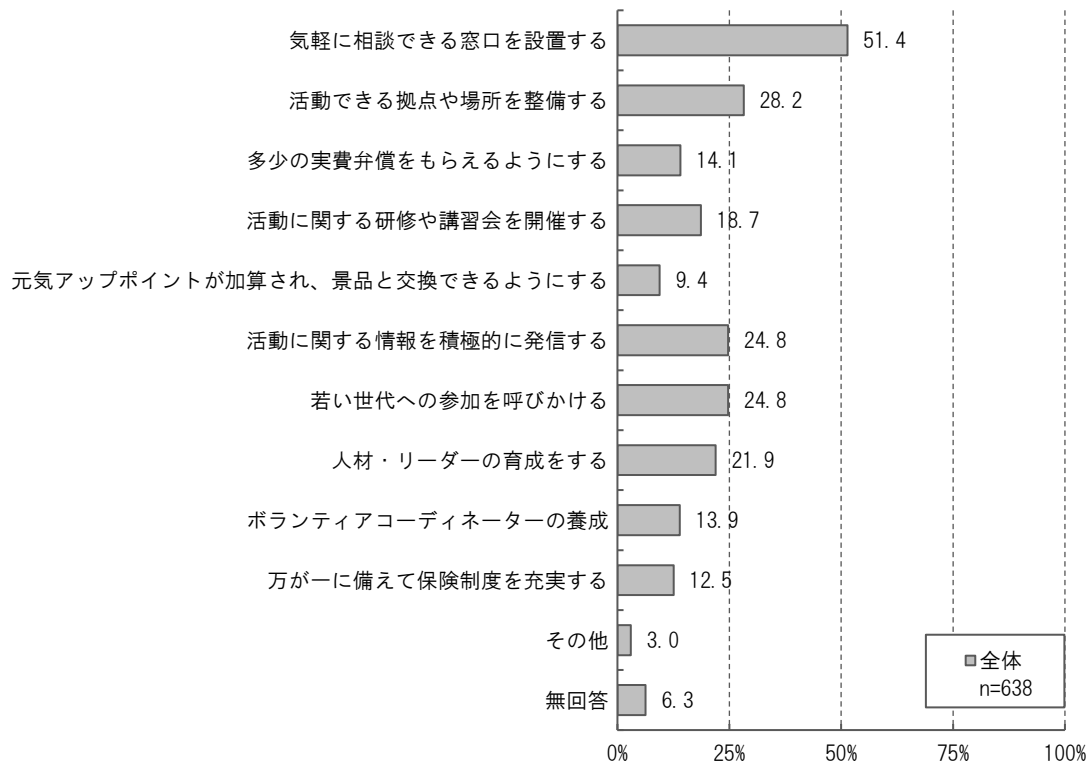
○参加してみたい（続けたい）ボランティア活動は、「災害発生時における現地活動（炊き出し・ガレキ処理・話し相手など）」（21.8%）、「スポーツや文化、芸術に関する活動」（18.2%）、「環境美化に関する活動（自然愛護や美化運動、リサイクル運動など）」（16.8%）をあげる一方で、「参加するつもりはない・参加できない」（33.1%）が最も高くなっています。

■ 参加してみたい（続けたい）ボランティア活動



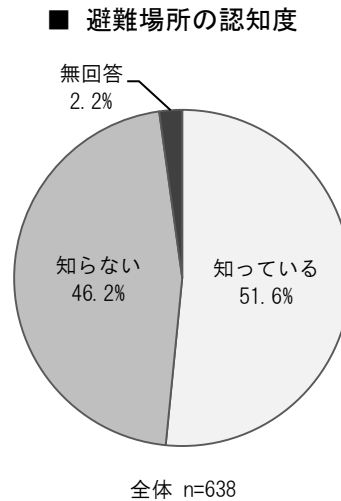
○地域活動やボランティア活動の輪を広げるために必要なことは、「気軽に相談できる窓口を設置する」(51.4%)が最も高く、次いで「活動できる拠点や場所を整備する」(28.2%)、「活動に関する情報を積極的に発信する」「若い世代への参加を呼びかける」(各24.8%)、「人材・リーダーの育成をする」(21.9%)となっています。

■ 地域活動やボランティア活動の輪を広げるために必要なこと

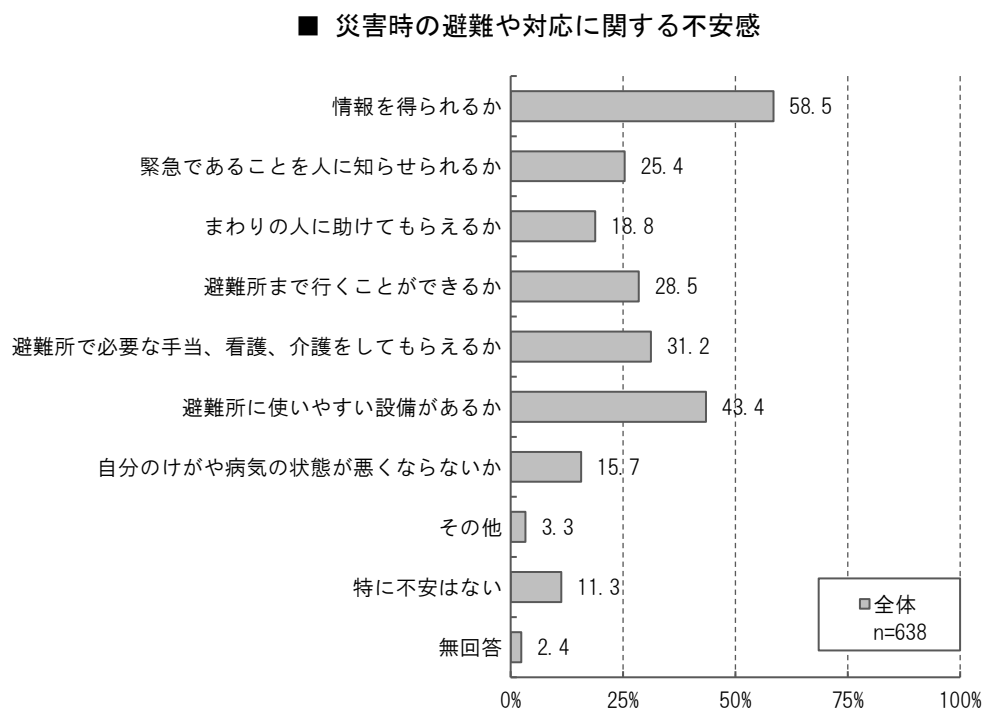


(4) 自然災害に備えた避難場所等の認知度が低い

○災害時における最寄りの避難場所について、「知っている」は51.6%、「知らない」は46.2%と回答しています。

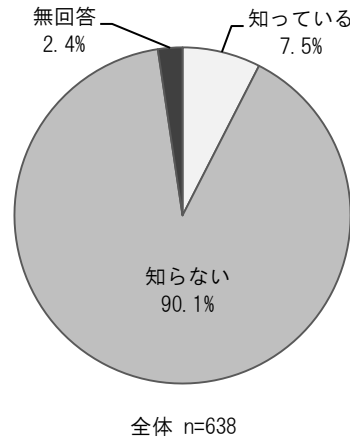


○災害時の避難や対応について不安に思うことは、「情報を得られるか」(58.5%)が最も高く、次いで「避難所に使いやすい設備があるか」(43.4%)、「避難所で必要な手当、看護、介護をしてもらえるか」(31.2%)、「避難所まで行くことができるか」(28.5%)をあげています。



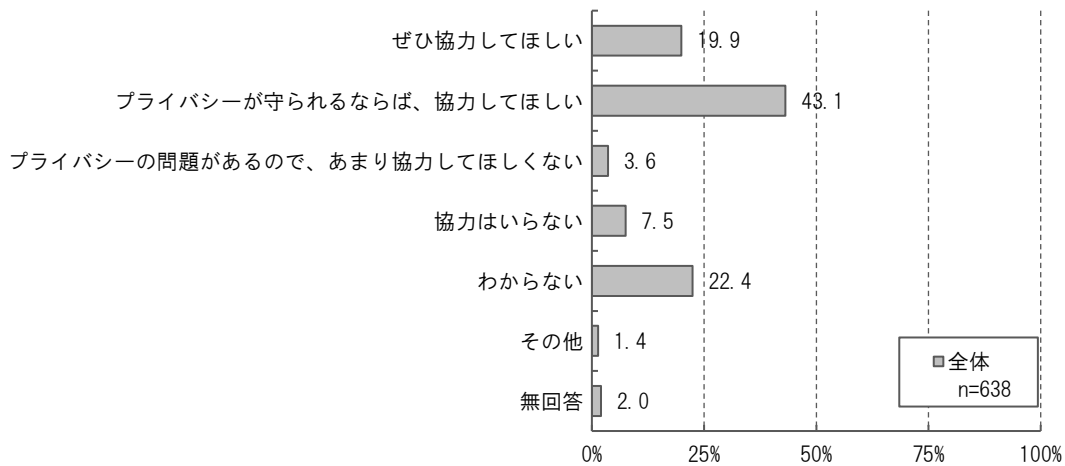
○災害時要援護者避難支援制度について、「知らない」と回答した割合は9割におよび、高くなっています。

■ 災害時要援護者避難支援制度の認知度



○災害時の避難の手伝いや介助を、あらかじめボランティアなど近所の人をお願いをしておくことの意向は、「プライバシーが守られるならば、協力してほしい」(43.1%)、「ぜひ協力してほしい」(19.9%)となっています。

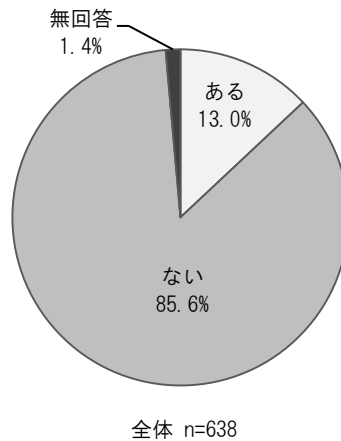
■ 避難の手伝いや介助をボランティアなど近所の人協力することへの意向



(5) 専門関係機関が虐待や暴力等に関して迅速な対応を求めている

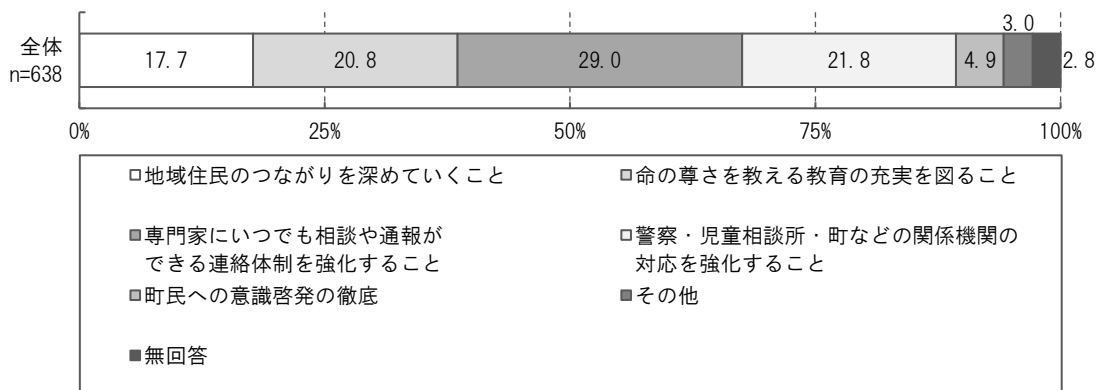
○子どもや高齢者などに対する虐待や暴力を身近で見たり聞いたりしたことは「ない」(85.6%)、「ある」(13.0%)となっています。

■ 子ども・高齢者などへの虐待暴力現場に遭遇または情報を得たことの有無



○虐待や暴力事件を防ぐために必要だと思うことは、「専門家にいつでも相談や通報ができる連絡体制を強化すること」(29.0%)が最も高く、次いで「警察・児童相談所・町などの関係機関の対応を強化すること」(21.8%)となっています。

■ 虐待や暴力事件を防ぐために必要だと思うこと

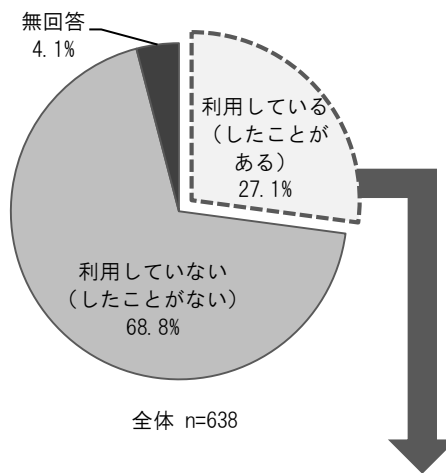


(6) 福祉・介護保険サービス等の支援事業に関する認知度が低い

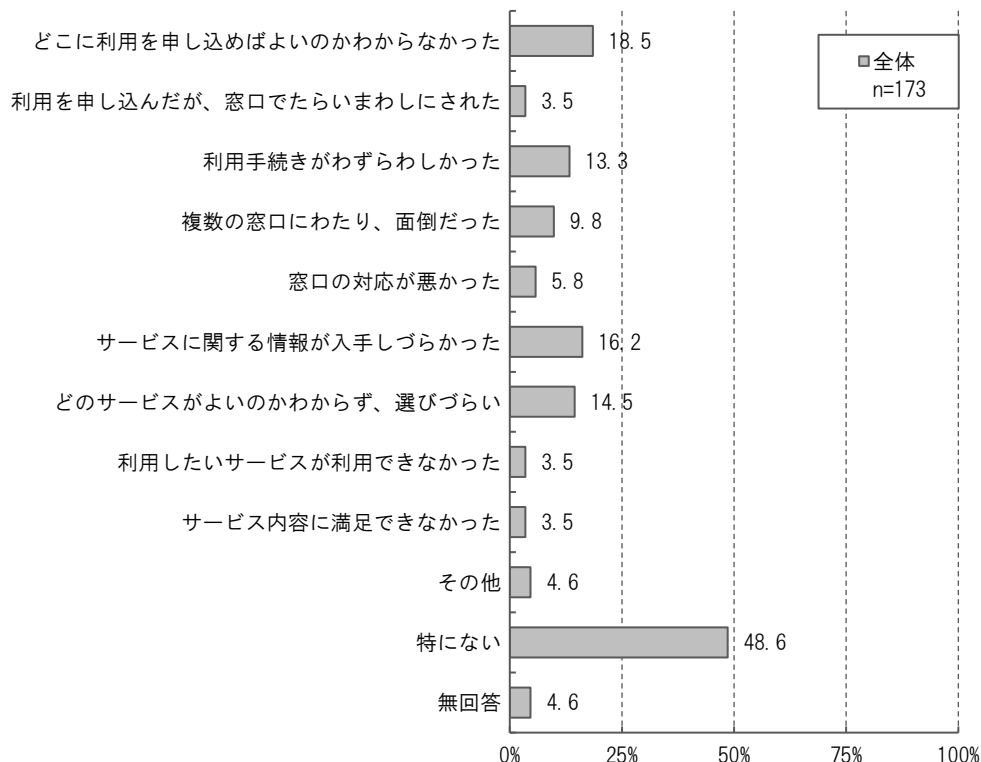
○福祉サービスや介護保険サービスを「利用している（したことがある）」は27.1%、「利用していない（したことがない）」は68.8%となっています。

○福祉サービスの利用に関する不都合や不満をみると、「特にない」が約5割を占め、不都合や不満は少ない状況ですが、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」（18.5%）、「サービスに関する情報が入手しづらかった」（16.2%）などの不都合・不満をあげています。

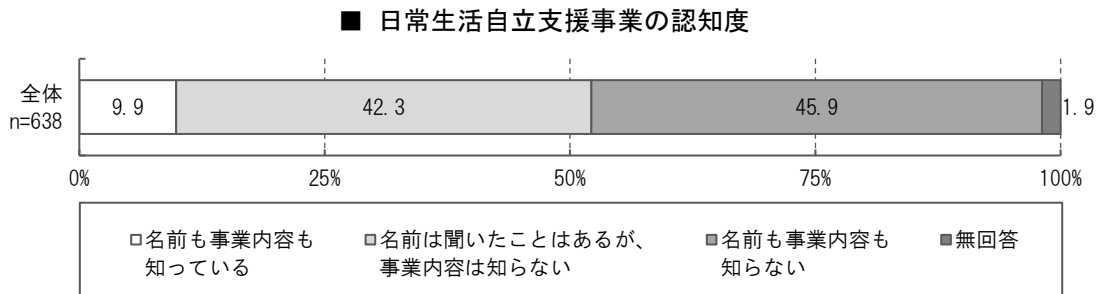
■ 福祉サービスや介護サービス利用の有無



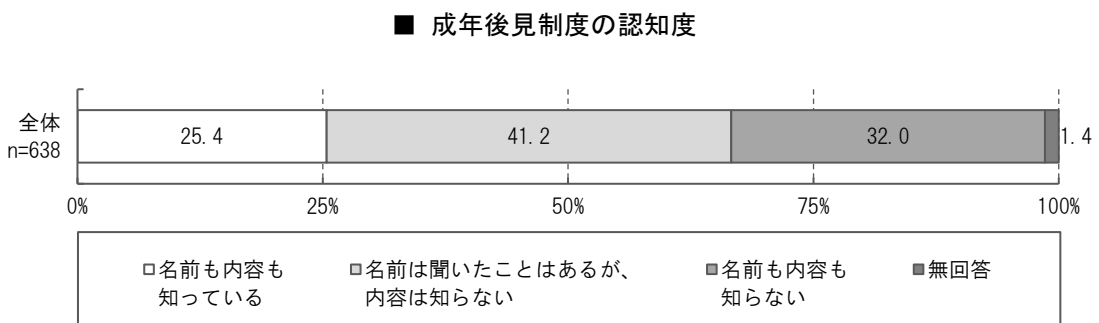
■ 福祉サービス利用に関する不都合や不満点



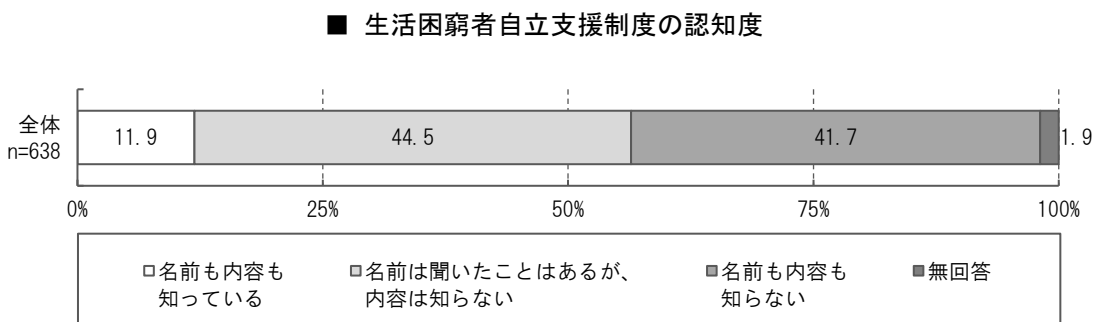
○社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」について、「名前も事業内容も知らない」(45.9%)が最も高く、「名前は聞いたことはあるが、事業内容は知らない」(42.3%)と合わせると約9割が知らない状況です。



○「成年後見制度」について、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」(41.2%)が最も高く、「名前も内容も知らない」(32.0%)と合わせると7割以上が知らない状況で、「名前も内容も知っている」は25.4%となっています。

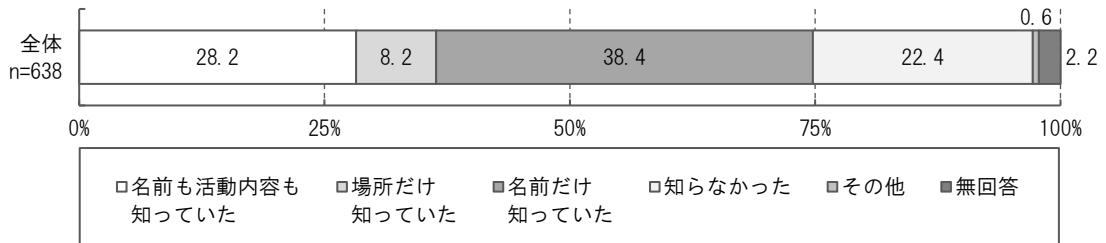


○「生活困窮者自立支援制度」についてみると、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」(44.5%)が最も高く、「名前も内容も知らない」(41.7%)を合わせると8割以上が知らない状況です。



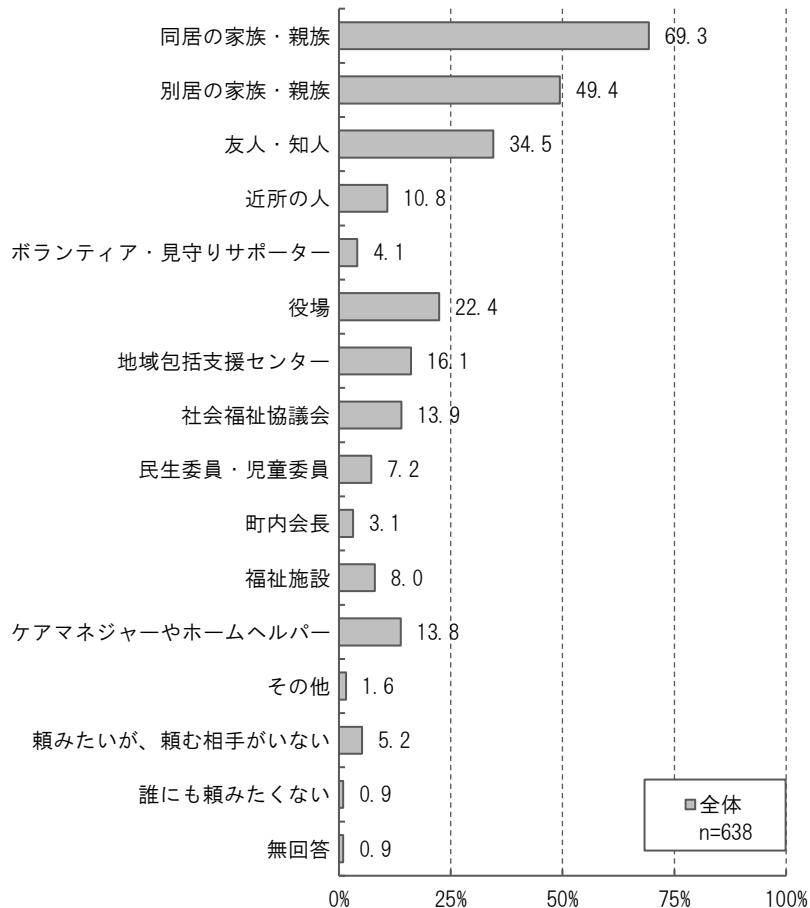
○六戸町社会福祉協議会について、「名前だけ知っていた」(38.4%)が最も高く、次いで「名前も活動内容も知っていた」(28.2%)となっており、「知らなかった」は約2割となっています。

■ 六戸町社会福祉協議会の認知度



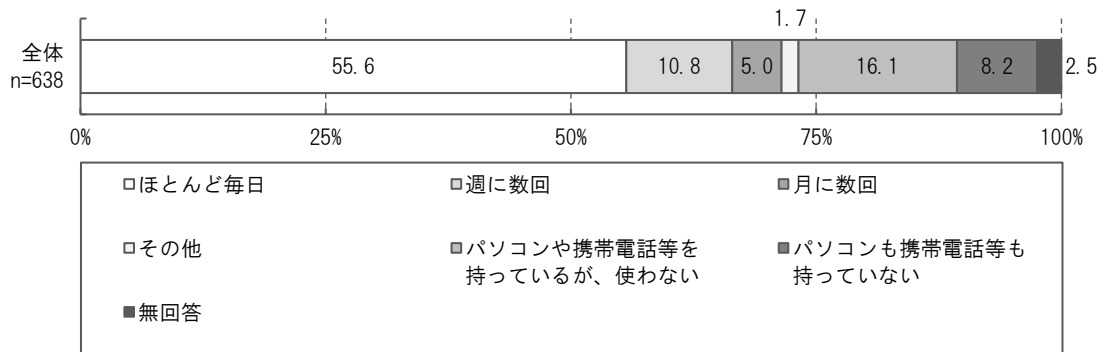
○生活上の問題における相談や手助けの相手をみると、「同居の家族・親族」(69.3%)が最も高く、次いで「別居の家族・親族」(49.4%)、「友人・知人」(34.5%)、「役場」(22.4%)、「地域包括支援センター」(16.1%)となっています。一方で、助けを得られない、求めないと回答した割合は「頼みたいが、頼む相手がいない」(5.2%)、「誰にも頼みたくない」(0.9%)となっています。

■ 生活上の問題における相談や手助けの相手



○パソコンや携帯電話による情報収集の頻度をみると、「ほとんど毎日」(55.6%)が最も高く、次いで「パソコンや携帯電話を持っているが、使わない」(16.1%)、「週に数回」(10.8%)、「パソコンも携帯電話も持っていない」(8.2%)となっています。

■ パソコンや携帯電話による情報収集の頻度



3 六戸町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく六戸町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、六戸町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、計画の策定に関する必要な事項について、意見の交換及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 地域活動団体等関係者
- (3) 六戸町社会福祉協議会関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

4 用語の解説

あ行

○アセスメント

ある事象を客観的に評価・査定すること。

○育成医療受給者

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を受けている人のことです。

か行

○権利擁護

虐待、経済的被害、差別等から本人を守るという「権利侵害」からの保護や、衣食住など生活上の基本的ニーズの充足に向けた支援のことです。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。

○更生医療受給者

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を受けている人のことです。

○更生保護

犯してしまった罪をつぐない社会の一員として立ち直るために、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、関係機関・団体との幅広い連携によって推進される制度です。

さ行

○自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策会議における議論を経て、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものです。

○自主防犯活動

地域の住民が連帯して、各地域で行うパトロール等の自主的な防犯活動のことです。

○市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者のことです。

○社会福祉協議会

昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のことです。

○自立支援医療受給者

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための支給を受けている人のことです。

○シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。

○スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。

○スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援をする専門家のことです。

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって保護し、支援する制度のことです。

○生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称です。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされています。

た行

○地域ケア会議

市町村が適切な支援の検討等を行うために置くように努めるものとされる、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議です。

○地域包括ケアシステム

2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう構築が推進される、地域の包括的な支援・サービス提供体制です。

○地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して3職種チームアプローチで、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

○DV

直訳すると「家庭内の暴力」となるドメスティック・バイオレンスの略で、夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えられます。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多いです。

な行

○ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念です。

は行

○ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

○法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

○PDCAサイクル

PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のことです。



六戸町 第1期地域福祉計画

発行 2020年（令和2年）3月

編集 六戸町 福祉課

〒039-2392 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60番地

電話 0176-55-3111 FAX 0176-55-3031

HP <http://www.town.rokunohe.aomori.jp>

